

成年後見制度利用促進事業について

1. 成年後見制度とは

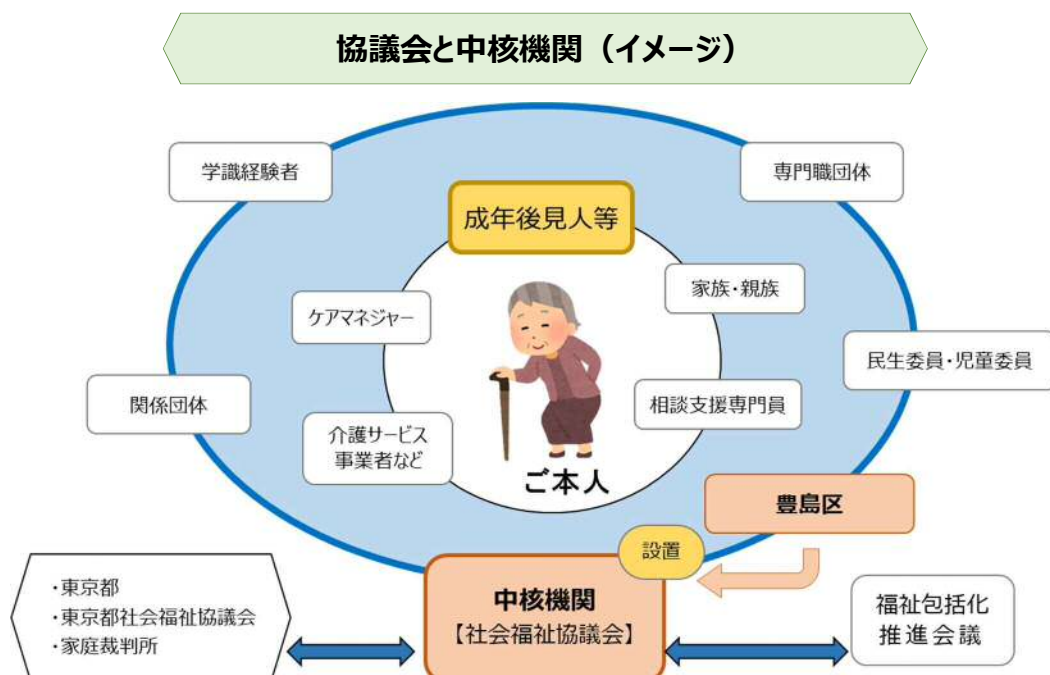
成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害によって物事を判断する能力が十分ではない方について、そのご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度のことです。

2. 条例の制定及び計画策定

- (1)認知症、知的障害その他の精神上の障害によって財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、地域共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はそのような方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。
- (2)そこで国は、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進を図る法律を制定するとともに、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました（平成 29 年 3 月）。
- (3)法律及び国の計画では、令和 3 年度末までに国の計画を勘案して市町村が計画策定することが努力義務とされていることから、区では、条例を制定（令和 3 年第 4 回定例会）するとともに、区における成年後見制度の利用促進基本計画を策定（令和 3 年 12 月）しました。

3. 成年後見制度利用促進事業の概要

- (1)国は、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築（協議会の設置）に加え、その中核的な機関（中核機関）の整備を自治体が行うこととしています。
- (2)これまで区における権利擁護支援は、主に豊島区民社会福祉協議会の自主事業として行われてきました。
- (3)今後は、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを区の事業と位置づけ、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築（協議会の設置）するとともに、協議会を適切に運営するための中核機関を整備します。
- (4)中核機関の運営については、豊島区民社会福祉協議会がこれまで培ってきた専門性や実績を活かす観点から、豊島区民社会福祉協議会に委託して実施します。



4. 中核機関の役割分担（区・社協）と委託開始時期等

○令和 4 年度は、これまで豊島区民社会福祉協議会が主に担ってきた、広報・相談・社会貢献型後見人（区民後見人）養成の各業務を委託します。

○委託事業のうち、個人情報に関わる相談業務（●）について、今回諮問します。

※令和 5 年度以降に委託する業務のうち、個人情報を新たに取り扱う業務については、令和 4 年度に改めて本審議会に諮問する予定

役割	主 な 内 容	区	社協	委託開始時期		備考
				R4 年度	R5 年度	
広報	パンフレットの作成や講座の開催等		○	○		
相 談	サポートとしまによる相談対応		○	●		今回諮問
	支援ニーズの把握・精査	○	○	●		
利 用 促 進	社会貢献型後見人（区民後見人）の養成・支援		○	○		
	親族後見人候補者支援		○	○		相談関連
	候補者調整会議の開催	○	○		○	
	関連制度 [*] からのスムーズな移行支援		○			相談関連
	区長申立	○		—	—	区事業
	報酬助成	○		—	—	区事業
	申立費用助成	○		—	—	区事業 の検討
後 見 人 支 援	意思決定支援の推進		○	○		広報関連
	親族後見人支援		○	○		相談関連
	チームによる支援		○		○	
運営	協議会の運営	○	○		○	

※地域福祉権利擁護事業（東社協受託事業）

5. 今回諮問する内容

諮問番号	資料番号	諮問項目	件名
諮問第 40 号	資料 9	目的外利用	成年後見制度利用促進事業委託に係る個人情報の目的外利用
諮問第 41 号	資料 10	業 務 委 託	成年後見制度利用促進事業委託に係る措置

諮問資料（目的外利用）

令和4年2月3日

福祉総務課

1 件 名	成年後見制度利用促進事業委託に係る個人情報の目的外利用		
2 業務の概要	1 内 容	権利擁護支援を必要とする区民に対して、成年後見制度の利用が適切に行われるよう、訪問・相談等により支援を行うために必要な個票を作成する。	
	2 対象者等	成年後見制度の利用対象となる区民（推定2,873人）	
	3 収集先	高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、西部生活福祉課、介護保険課、健康推進課、長崎健康相談所、総合窓口課、税務課、国民健康保険課、高齢者医療年金課、住宅課	
	4 収集方法	各課において保有するデータのうち、支援に必要な個人情報を紙、電子メール受信又はデータを格納した媒体等により、その提供を受ける。	
	5 理 由	権利擁護支援を必要とする区民に対して、成年後見制度の利用が適切に行われるためには、どのような支援が必要なのか、その支援ニーズを把握したうえで、精査・判断を行う必要があるため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク事業委託に係る個人情報の目的外利用（24答申第3号） ・生活困窮者自立促進支援モデル事業に係る個人情報の目的外利用（25答申第18号） 		
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本業務は新規事業であり、目的外利用する個人情報の範囲が異なり合致しないため		
6 取り扱う個人情報	利用するもの	理 由	
	氏名、住所、本人の生活場所、電話番号、生年月日、性別、続柄、国籍・地域	対象者の連絡・訪問のため	
	生活保護受給の有無、介護保険情報、介護認定状況（要介護度）、受けている行政サービスの種類、家庭環境、居住状況、日常生活の状況、医療情報、健康状況、緊急連絡先、手帳取得状況、障害の程度、公的扶助受給の有無、保険年金情報、税滞納情報、保険料滞納情報、家賃滞納情報、相談内容、保健福祉サービスに要する事項	必要な支援・援助について決定するため	
7 目的外利用する時期及び期間	本審議会承認後、令和4年度当初から利用を開始する。 ※成年後見制度にかかる相談支援は、これまで主に豊島区民社会福祉協議会が自主事業として行ってきた。		

諮問資料（業務委託）

令和4年2月3日

福祉総務課

1 件 名	成年後見制度利用促進事業委託に係る措置	
2 業務の内容	本業務は、「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例」（令和3年12月8日条例第33号）及び「豊島区成年後見制度利用促進基本計画」（令和3年12月）に基づき、成年後見制度の利用促進を図るために行う事業の実施委託である。	
	1 内 容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 制度の周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ①パンフレットの作成・配布 ②周知・啓発活動の実施 ③講座等の開催 (2) 制度の相談支援及び利用支援 <ul style="list-style-type: none"> ①一般相談 ②専門相談 ③成年後見制度申立支援（成年後見制度の利用支援） (3) 区民後見人の養成講習の実施 (4) 区民後見人への支援 <ul style="list-style-type: none"> ①連絡会の開催 ②弁護士による後見支援相談の実施
	2 該当者等	成年後見制度の利用対象となる区民（推定2,873人）
	3 委託理由	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月に豊島区民社会福祉協議会の自主事業として、福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が開設された。さらに、平成19年9月には東京都の成年後見制度推進機関に位置付けられ、高齢者や障害のある方等の福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援を行ってきた。 ・福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」がこれまで培ってきた専門性や実績を活かすことで、スムーズに事業が実施できるとともに、コスト面においても効率的である。
4 効 果	区民一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる	
3 一括承認基準の 該当の有無	類 型	個人情報項目
	類型なし	該当なし
4 過去の類似案件	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク事業委託に係る措置（24答申第5号） ・生活困窮者自立促進支援モデル事業委託に係る措置（25答申第20号） 	
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本業務は新規事業であり、一括承認基準にも該当しないため。	
6 取り扱う個人情報	別表『6「取り扱う個人情報」の項目』のとおり	
7 情報の保護	別紙1「特記事項」のとおり （変更した条項 別表『7「情報の保護」の項目』のとおり）	

8 審議する対象範囲	<p>別紙2「流れ図」のうち、次の範囲である。</p> <p>1 区と受託事業者との連絡調整</p> <p>(1) 区から受託事業者へ（個人情報の提供）</p> <p>(4) 受託事業者から区へ（上記(1)で提供された個人情報及び2(2)(3)で収集した個人情報の返還）</p> <p>2 受託事業者と区民・関係者との関係</p> <p>(2) 区民・関係者から受託事業者へ（個人情報の収集）</p> <p>(3) 区民から受託事業者へ（収集禁止の個人情報の収集）</p>
9 委託先	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（特命随意契約）
10 契約締結予定日	令和4年4月1日

資料 10 (別表)

6 「取り扱う個人情報」の項目

1 区が収集して事業者に提供する情報	理 由
<ul style="list-style-type: none"> ①氏名 ②住所 ③本人の生活場所 ④電話番号 ⑤生年月日 ⑥性別 ⑦続柄 ⑧国籍・地域 	対象者の連絡・訪問のため
<ul style="list-style-type: none"> ⑨生活保護受給の有無 ⑩介護保険情報 ⑪介護認定状況（要介護度） ⑫受けている行政サービスの種類 ⑬家庭環境 ⑭居住状況 ⑮日常生活の状況 ⑯医療情報 ⑰健康状況 ⑱緊急連絡先 ⑲手帳取得状況 ⑳障害の程度 ㉑公的扶助受給の有無 ㉒保険年金情報 ㉓税滞納情報 ㉔保険料滞納情報 ㉕家賃滞納情報 ㉖相談内容 ㉗保健福祉サービスに要する事項 	必要な支援・援助について決定するため
2 事業者が必要に応じて収集する情報	理 由
<ul style="list-style-type: none"> ①「1」の情報 ②収入・資産状況 ③家計・債務等経済状況 ④生活歴・成育歴 ⑤地域との関係・社会参加状況 ⑥家族状況 ⑦親族との交流状況 ⑧友人・近隣等との交流状況 ⑨判断能力に関する情報 ⑩相談内容 	必要な支援・援助について決定するため
3 事業者が必要に応じて収集する収集禁止事項に関する個人情報の収集	理 由
<ul style="list-style-type: none"> ①精神上的の障害に関する情報 	必要な支援・援助について決定するため

7 「情報の保護」の項目

別紙1「特記事項」のうち修正した条項	
変更した条項	変更した理由
<p>第2条 取り扱う個人情報の範囲等</p> <p>(1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報</p> <p>(2) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報</p> <p>(3) 受託業務の処理のために収集する次の収集禁止事項に関する個人情報の収集</p>	<p>特定される範囲の内容を明らかにした。</p> <p>6「取り扱う個人情報」のとおり</p>
<p>第5条 目的外利用の制限</p>	<p>支援・援助を決定する際に、個人情報を伝える必要も考えられることから「制限」とした。</p>
<p>第6条 外部提供の制限</p>	<p>支援・援助を決定する際に、個人情報を伝える必要も考えられることから「制限」とした。</p>
<p>第7条 再委託の制限</p>	<p>本事業の一部を再委託する可能性があるため、再委託の「禁止」から「制限」とした。</p>
<p>第8条 複写又は複製の制限</p>	<p>業務上、必要であると認められるため、ただし書きの規定を設けて、複写又は複製を「禁止」から「制限」とした。</p>
<p>第10条 資料等の返還義務</p>	<p>業務処理上、返還が困難である場合が認められるため、ただし書きの規定を設けた。</p>

個人情報 特記事項

(基本的責務)

第1条 成年後見制度利用促進事業の受託事業者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護に関する豊島区(以下「甲」という。)の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

(取り扱う個人情報の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

(1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報

- ア 氏名
- イ 住所
- ウ 本人の生活場所
- エ 電話番号
- オ 生年月日
- カ 性別
- キ 続柄
- ク 国籍・地域
- ケ 生活保護受給の有無
- コ 介護保険情報
- サ 介護認定状況(要介護度)
- シ 受けている行政サービスの種類
- ス 家庭環境
- セ 居住状況
- ソ 日常生活の状況
- タ 医療情報
- チ 健康状況
- ツ 緊急連絡先
- テ 手帳取得状況
- ト 障害の程度
- ナ 公的扶助受給の有無
- ニ 保険年金情報

- ヌ 税滞納情報
- ネ 保険料滞納情報
- ノ 家賃滞納情報
- ハ 相談内容
- ヒ 保健福祉サービスに要する事項

(2) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

- ア (1) の情報
- イ 収入・資産状況
- ウ 家計・債務等経済状況
- エ 生活歴・成育歴
- オ 地域との関係・社会参加状況
- カ 家族状況
- キ 親族との交流状況
- ク 友人・近隣等との交流状況
- ケ 判断能力に関する情報
- コ 相談内容

(3) 受託業務の処理のために収集する次の収集禁止事項に関する個人情報の収集

- ア 精神上の障害に関する情報

2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも、同様とする。

(受託業務に従事する者の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(目的外利用の制限)

第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報（以下「取り扱う個人情報」という。）を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。ただし、区民等の福祉の向上のために特に必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、その利用目的、

利用方法、利用期間等を甲に通知しなければならない。

(外部提供の制限)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、区民等の福祉の向上のために特に必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、提供先の名称、提供先の利用目的、利用方法、利用期間等を甲に通知しなければならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を監督するとともに、甲の求めに応じて、監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料(第8条で規定する「複写又は複製したもの」を含む。)等を速やかに、甲に返還しなければならない。ただし、資料等の返還が困難であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、当該資料等を廃棄できるものとする。

2 乙は、前項ただし書の規定により廃棄するときは、当該資料等が第三者の利用に供

されることがないよう、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、

その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）又は人
100万円以下の罰金

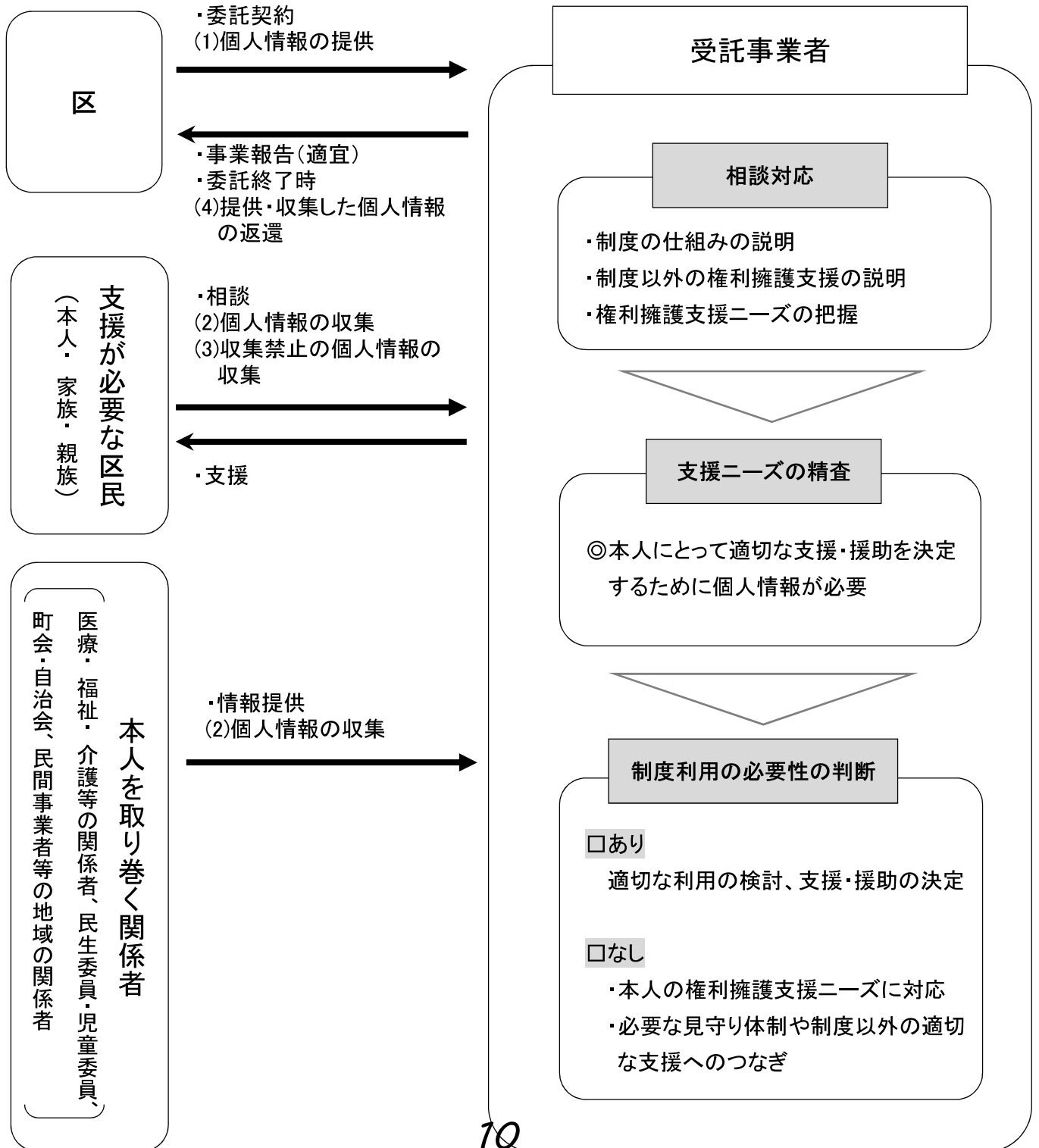
第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人又は人
50万円以下の罰金

成年後見制度利用促進事業委託の流れ

今回諮問事項

- (1) 区から受託事業者へ個人情報を提供する際の取扱い
- (2) 受託事業者が支援・援助の決定に必要な個人情報を収集する際の取扱い
- (3) 受託事業者が支援・援助の決定に必要な収集禁止の個人情報を収集する際の取扱い
- (4) 受託事業者が区へ提供・収集した個人情報を返還する際の取扱い



豊島区成年後見制度 利用促進基本計画

令和 4 年度～令和 5 年度

令和 3 年 12 月

豊 島 区

～ はじめに ～

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来人口推計」によると、日本の総人口は、今後減少を続ける一方、高齢者人口は増加を続け、令和 18（2036）年には 3 人に 1 人が 65 歳以上になると推測しています。

今後、これまで以上に認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれることから、財産管理と身上保護の両面からこの成年後見制度を利用されることが期待されています。しかし、このような制度があるにもかかわらず、十分利用されていない現状にあることから、国は平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律を制定し、各自治体に基本的な計画を定めることを努力義務として示しました。

本区は、75 歳以上の高齢者に占める一人暮らしの割合が全国で最も高く、社会的孤立が生じやすい状況にあることから、令和元年度に総合高齢社会対策推進室を設置し、日本一高齢者にやさしいまちづくりに向けた取り組みを進めています。また、昨年 7 月には「SDGs 未来都市」と「自治体 SDGs モデル事業」に都内で初めてダブル選定され、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、誰もが安心して住み続けられるよう、さらに取り組みを強化しているところです。

計画の策定にあたっては、豊島区保健福祉審議会の下に、学識経験者、専門家、地域の代表の皆様で構成した専門委員会を設置し、検討を深めていただきました。また、制度の利用を強力に推進していくには、地域の皆様や関係者の方々の共通認識が大変重要なことから、計画と併せて利用の促進に関する条例についてもご議論いただきました。

新型コロナウイルス感染症がまん延し、会議も対面からオンライン中心の開催となりましたが、委員の皆様には精力的なご検討のうえ、随所に豊島区らしい特色を盛り込んでいただきました。

結びにあたり、豊島区保健福祉審議会の会長であり、専門委員会の委員長も務めていただきました田中英樹会長をはじめ、委員各位、そして関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。



令和 3 年 12 月

豊島区長

高野之史

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の策定趣旨	1
第2節 計画の期間	3
第3節 計画の位置付け	4
第2章 豊島区における成年後見制度を取り巻く現状	6
第1節 高齢者における現状	6
第2節 障害者における現状	10
第3節 成年後見制度における現状と課題	12
第4節 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」	17
第3章 計画の理念及び体系	18
第1節 基本理念と基本方針	18
第2節 施策の体系	19
第4章 施策の内容	20
基本施策Ⅰ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	20
施策1 地域連携ネットワークの構築	20
施策2 中核機関の整備	22
施策3 成年後見人等の養成・支援	24
基本施策Ⅱ 利用者がメリットを実感できる制度の運用	26
施策1 支援が必要な人の発見と早期からの相談対応	26
施策2 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	28
基本施策Ⅲ 制度の利用促進	30
施策1 制度の周知・啓発	30
施策2 制度の利用支援	31
第5章 計画の評価及び進行管理	32
資料編	33

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害によって物事を判断する能力が十分ではない方の日常生活を法的に支援する制度のことです。お金の管理ができなくなったり、障害のある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）が財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

しかしながら、制度の利用の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な人に制度が十分利用されていないという実態があります。

こうした状況を踏まえ、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月13日施行（以下「法」という。））を制定するとともに、成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という。）を閣議決定（平成29年3月24日）しました。

法では、市町村が、国計画を勘案して、基本的な計画を定めるよう努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月13日施行）における 成年後見制度の基本理念

① ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

② 自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

③ 身上の保護の重視

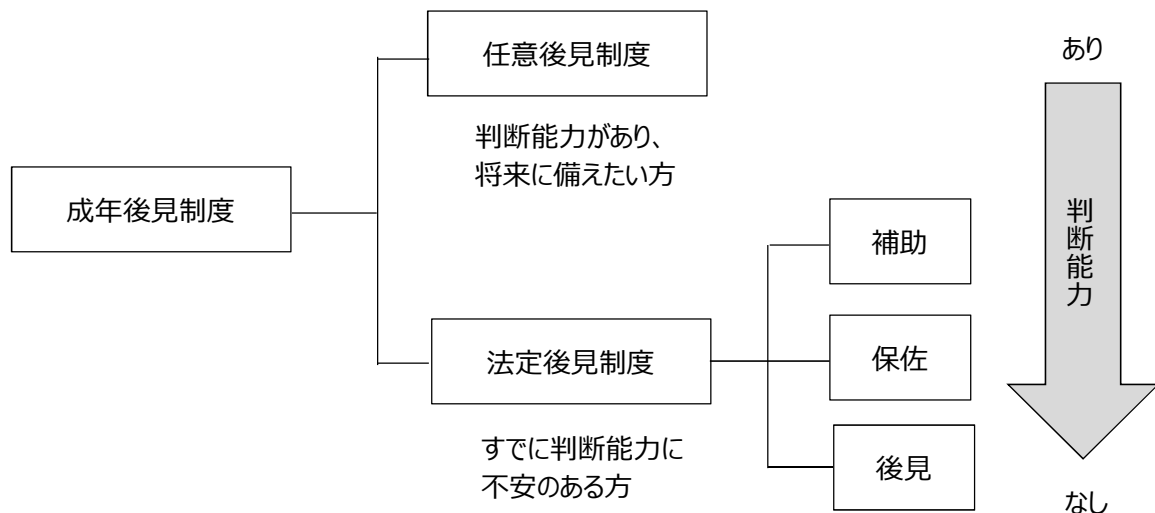
本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

2 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害によって判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する制度のことです。例えば、お金の管理ができなくなったり、悪質商法にだまされたり、または障害のある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人等が財産の管理、契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポートをすることで本人の財産や権利を守ります。

成年後見人等は、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などから家庭裁判所が選任します。

また、これから本格的な超高齢社会を迎える中で、将来判断能力が不十分になったときに備えてあらかじめ任意後見人を決めておく「任意後見制度」や、成年後見制度の趣旨と内容を理解し社会貢献したいという熱意をもった「社会貢献型後見人（区民後見人）」が注目されています。



区分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

(裁判所ホームページより)

3 計画の目的

成年後見制度の利用促進を積極的に図っていくためには、より多くの方に成年後見制度への理解を深めていただくとともに、制度を必要とする方が安心して利用できる仕組みづくりの構築に向けて、行政、地域、関係団体等が連携し、地域が一体となって取り組んでいかなければなりません。

そこで、豊島区は、区民一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して、「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「豊島区成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

第2節 計画の期間

本計画は、高齢者や障害者など分野横断的に取り組む基本的な計画であることから、計画の期間を令和4年度から令和5年度までの2年間とし、令和6年度からは豊島区地域保健福祉計画に統合します。

計画名 \ 年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
豊島区基本計画（10年間）	後期 (R3～R7)				
豊島区地域保健福祉計画（6年間）	H30～R5			R6～R11	
豊島区成年後見制度 利用促進基本計画（2年間）		R4～R5		↑ 統合	

第3節 計画の位置付け

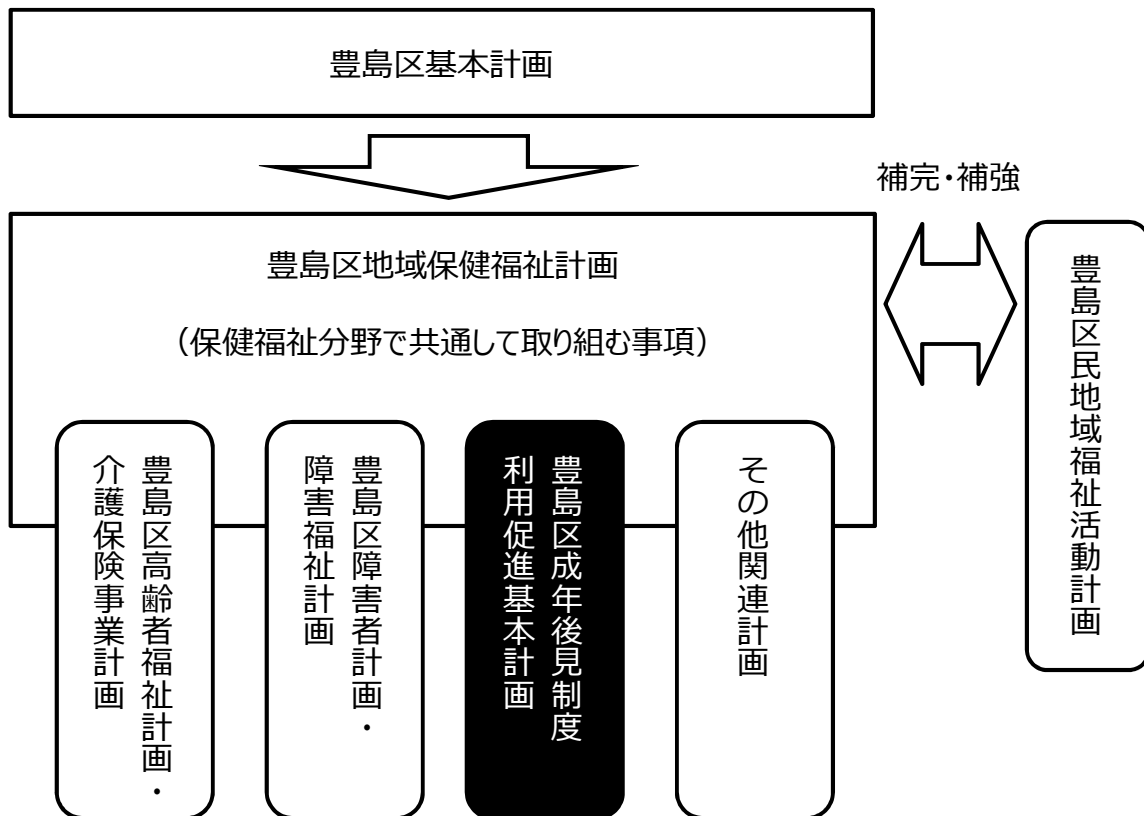
1 計画の根拠

本計画は、法第14条（市町村の講ずる措置）及び条例第7条（計画の策定）に基づき、国計画を勘案して、豊島区における成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めるものです。

2 上位計画等との関係

本計画は、区の最上位計画に位置付けられる「豊島区基本計画」と調和し、体系上の関連計画である「豊島区地域保健福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「豊島区高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「豊島区障害者計画・障害福祉計画」、その他の関連計画との整合性を図ります。

また、豊島区民社会福祉協議会が策定した「豊島区民地域福祉活動計画」とも関連しています。



3 豊島区地域保健福祉計画における権利擁護支援と成年後見制度利用促進

豊島区地域保健福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定にもとづく地域福祉計画として、地域の福祉について「共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、区の基本構想および基本計画を具体化し、地域保健福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。

豊島区地域保健福祉計画では、施策⑤として権利擁護の推進を掲げ、施策の目標、取り組み方針を定めるとともに、「成年後見制度の普及・啓発および利用促進」を主な取り組みの一つにしています。

豊島区地域保健福祉計画 平成 30 年 3 月改定

※66～67 頁より抜粋

施策

⑤

権利擁護の推進

【 施策の目標 】

すべての区民の人間性が尊重され、自分らしく生きていけるよう、積極的に意識啓発を行います。また、心身の機能が低下した場合にも一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、暴力・虐待防止や権利擁護体制の整備を推進します。

取り組み方針② 虐待防止および権利擁護体制の強化

認知症高齢者の増加や障害者の高齢化などを踏まえ、成年後見制度の利用促進を図るため、社会福祉協議会の福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」との連携強化により権利擁護体制の充実を図るとともに、成年後見制度の普及・啓発、関係機関とのネットワークづくりなどを推進していきます。

主な取り組み

- 成年後見制度の普及・啓発および利用促進

第2章 豊島区における成年後見制度を取り巻く現状

第1節 高齢者における現状

1 高齢者人口と高齢化率

豊島区の高齢者人口は平成28年頃から増加が緩やかになり、令和元年から減少に転じています。令和3年1月1日時点の高齢者数は57,293人です。総人口に占める割合（高齢化率）は19.94%となっています。高齢者人口は令和7（2025）年頃まで緩やかに減少し、その後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて増加していくものと予測されます。



	実績値						推計値				推計値(長期)		
	2016 (H28年)	2017 (H29年)	2018 (H30年)	2019 (R1年)	2020 (R2年)	2021 (R3年)	2022 (R4年)	2023 (R5年)	2024 (R6年)	2025 (R7年)	2030 (R12年)	2035 (R17年)	2040 (R22年)
65～74歳(人)	29,467	29,082	28,757	28,236	27,767	27,708	26,280	25,592	24,904	24,214	26,432	31,395	36,181
75～84歳(人)	18,931	19,267	19,471	19,725	19,912	19,512	20,694	21,195	21,696	22,197	20,945	18,440	20,266
85歳以上(人)	8,764	9,115	9,370	9,549	9,756	10,073	10,232	10,353	10,474	10,595	11,214	12,472	11,477
高齢者数(人)	57,162	57,464	57,598	57,510	57,435	57,293	57,206	57,140	57,074	57,006	58,591	62,307	67,924
高齢化率(%)	20.37%	20.21%	20.06%	19.86%	19.79%	19.94%	19.80%	19.72%	19.64%	19.56%	19.94%	20.98%	22.59%

出典：住民基本台帳（各年1月1日）

※推計値は独自推計値を使用（基準年（令和2年10月）の男女別・年齢階級別人口に、年齢階級別変化率（生残率及び純移動率）を乗算（コーホート要因法））

2 一人暮らし高齢者

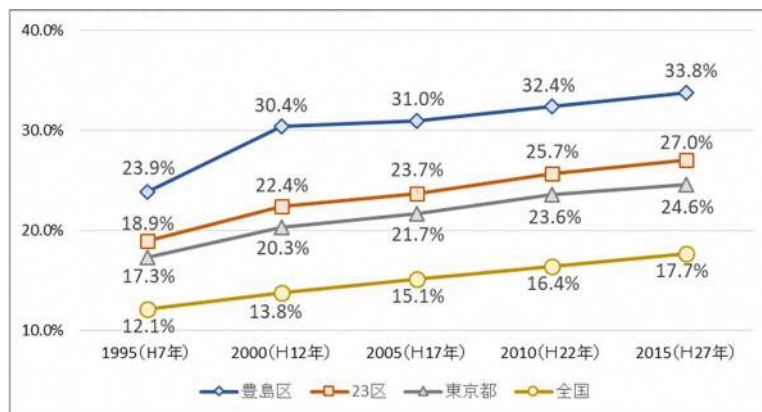
豊島区の高齢者の一人暮らし高齢者の割合は、平成 27 年時点で 33.8%となっており、東京都平均の 24.6%よりも高く、全国平均 17.7%のおよそ 2 倍にあたります。

また、居住形態で見ると、民営借家に住む一人暮らし高齢者の割合は、42.0%と 23 区平均の 32.8%よりも約 9%高くなっています。

〔一人暮らし高齢者割合及び借家割合〕

	高齢者人口(人)	一人暮らし 高齢者数(人)	民営借家住まい 一人暮らし高齢者 数(人)	一人暮らし高齢者/ 高齢者人口(%)	民営借家住まい/ 一人暮らし高齢者 (%)
豊島区	57,418	19,403	8,142	33.8	42.0
23 区	1,997,870	539,014	176,852	27.0	32.8
東京都	3,005,516	739,511	219,875	24.6	29.7
全国	33,465,441	5,927,686	1,349,667	17.7	22.8

〔高齢者人口における一人暮らし高齢者割合の推移〕



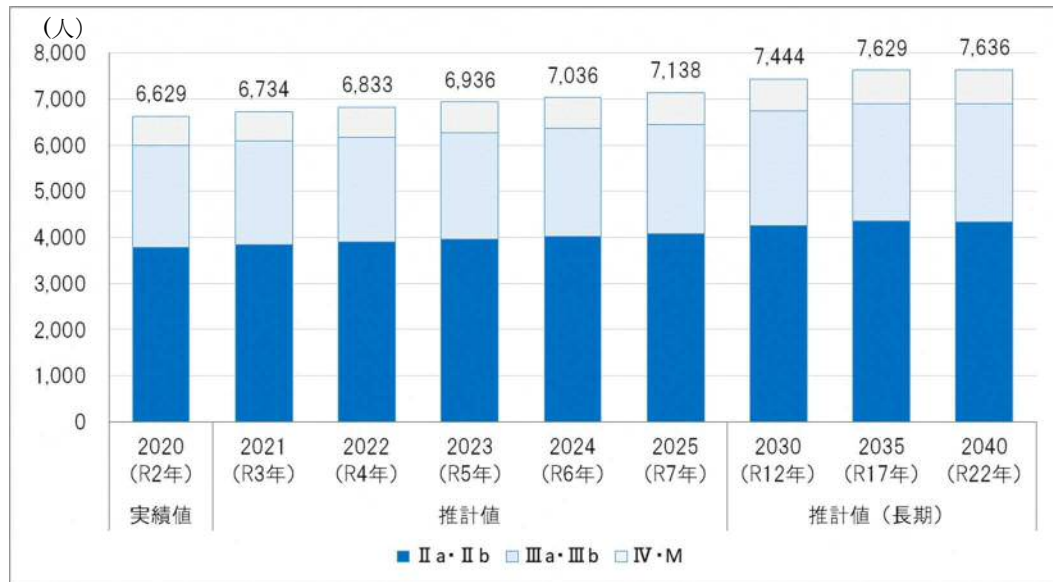
〔一人暮らし高齢者の民営借家住まいの割合の推移〕



出典：総務省「国勢調査」(平成 27 年 10 月 1 日)

3 認知症高齢者

要介護認定を受けた方の認定調査時の日常生活自立度（※）のうち、Ⅱ a 以上の方を認知症高齢者としてカウントすると、令和 2 年 4 月 1 日時点で 6,629 人です。認知症高齢者は今後も緩やかに増加し、令和 22（2040）年には 7,600 人程度まで増加することが予測されます。



	実績値	推計値					推計値 (長期)		
	2020 (R2年)	2021 (R3年)	2022 (R4年)	2023 (R5年)	2024 (R6年)	2025 (R7年)	2030 (R12年)	2035 (R17年)	2040 (R22年)
Ⅱ a・Ⅱ b	3,792	3,849	3,905	3,962	4,017	4,073	4,249	4,350	4,343
Ⅲ a・Ⅲ b	2,198	2,236	2,269	2,307	2,343	2,378	2,489	2,558	2,566
Ⅳ・M	639	649	659	667	676	687	706	721	727
計	6,629	6,734	6,833	6,936	7,036	7,138	7,444	7,629	7,636

出典：認定者データ（令和 2 年 4 月 1 日）

推計値は独自推計値を使用（基準年（令和 2 年）の男女別・年齢階級別人口に占める認知症高齢者の割合を、将来推計人口の年齢階級別人口に乗じている）

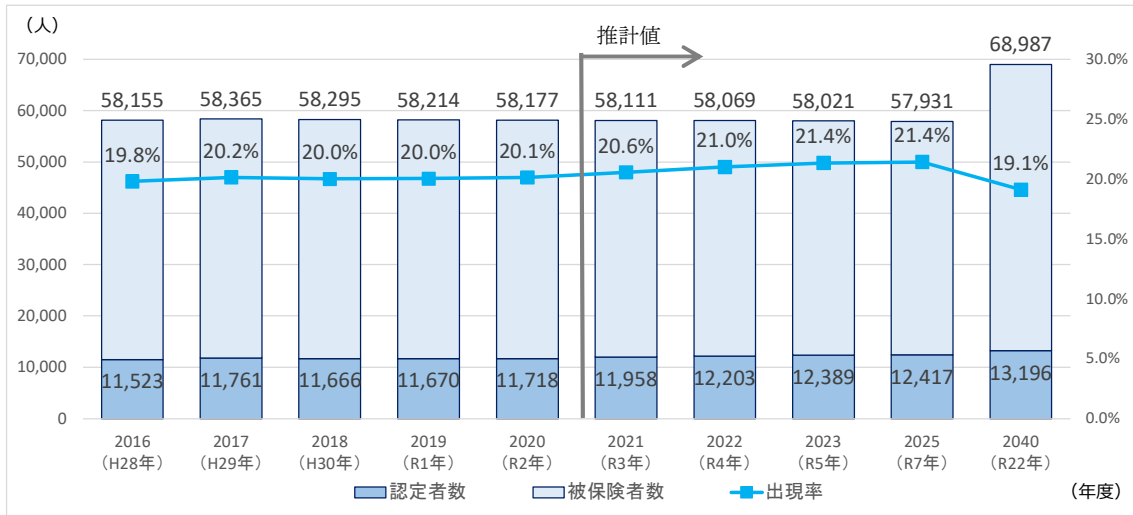
※日常生活自立度の判定基準は以下のとおり

自立：認知症の症状はない。

- I： 何等かの認知症の症状を有するが日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- Ⅱ： 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
 - Ⅱ a： 上記症状が家庭外で見られる。Ⅱ b： 上記症状が家庭内で見られる。
- Ⅲ： 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
 - Ⅲ a： 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。Ⅲ b： 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
- Ⅳ： 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M： 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

4 第1号被保険者数と要介護認定者数の推移

第1号被保険者数（※1）は平成29年をピークに減少に転じ、令和2年9月末には58,177人となりました。令和3年以降の第1号被保険者数は、微減していくと予測されます。また、第1号被保険者に占める要介護認定者数の割合（以下「出現率」といいます。）は2割程度で、令和3年度以降緩やかに増加していきますが、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳に到達するため、出現率が下がることが予測されます。



年度	第1号被保険者数(人)	第1号認定者数(人)	出現率(%)	第2号認定者数(※2)(人)	認定者数合計(人)
2000(H12)	44,625	5,149	11.54%	175	5,324
2016(H28)	58,155	11,523	19.81%	213	11,736
2017(H29)	58,365	11,761	20.15%	220	11,981
2018(H30)	58,295	11,666	20.01%	206	11,872
2019(R1)	58,214	11,670	20.05%	203	11,873
2020(R2)	58,177	11,718	20.14%	196	11,914
2021(R3)	58,111	11,958	20.58%	196	12,154
2022(R4)	58,069	12,203	21.01%	202	12,405
2023(R5)	58,021	12,389	21.35%	208	12,597
2025(R7)	57,931	12,417	21.43%	212	12,629
2040(R22)	68,987	13,196	19.13%	233	13,429

出典：各年度事業状況報告3月報、ただし、令和2年度は9月報

※1 第1号被保険者：介護保険の被保険者のうち65歳以上の人

※2 第2号認定者：介護保険の被保険者のうち40歳～64歳で医療保険に加入しており特定疾病により要介護認定を受けている人

第2節 障害者における現状

1 愛の手帳所持者数

令和元年度現在、愛の手帳所持者数は 1,224 人となり、ほぼ年々増加している傾向が見られます。

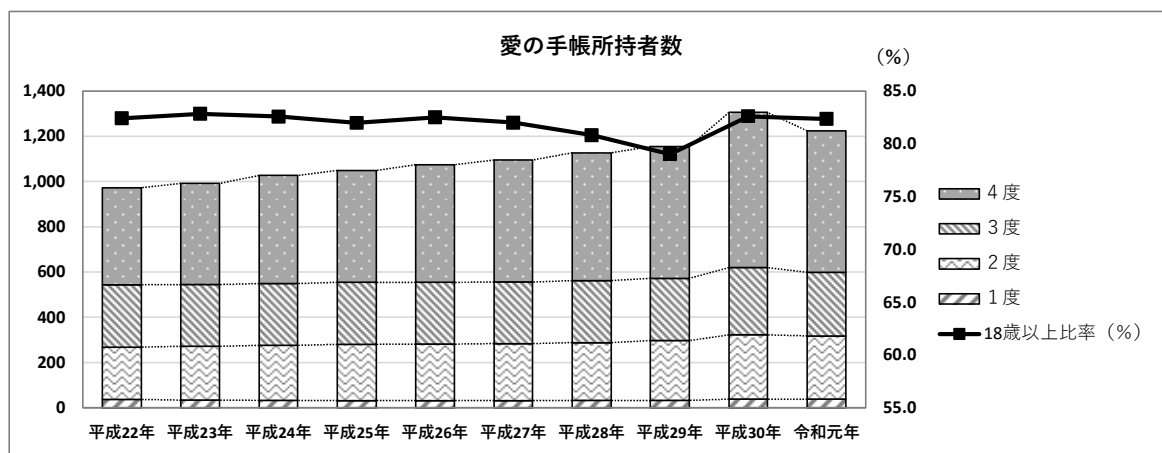
(単位:人)

年度	国	東京都	豊島区 総数	1度				2度				3度				4度			
				1度	2度	3度	4度	1度	2度	3度	4度	1度	2度	3度	4度	1度	2度	3度	4度
平成 22 年	826,585	69,807	973	37	231	275	430												
平成 23 年	878,502	72,261	991	34	238	273	446												
平成 24 年	908,988	74,971	1,027	33	243	273	478												
平成 25 年	941,326	77,633	1,049	32	249	274	494												
平成 26 年	974,898	80,369	1,074	32	250	272	520												
平成 27 年	1,009,232	82,999	1,095	32	252	272	539												
平成 28 年	1,044,573	85,650	1,127	33	255	274	565												
平成 29 年	1,079,938	88,168	1,154	33	264	275	582												
平成 30 年	1,115,962	90,630	1,305	38	284	297	686												
令和元年	1,151,284	93,171	1,224	38	280	281	625												

出典：国 – 令和元年度福祉行政報告例結果の概況

東京都 – 東京都の福祉・衛生 統計年報

豊島区 – 豊島区の社会福祉（令和元年度版）



2 精神障害者保健福祉手帳交付等状況

精神障害者保健福祉手帳申請件数は増加傾向であり、令和元年度は1,386件となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳申請状況

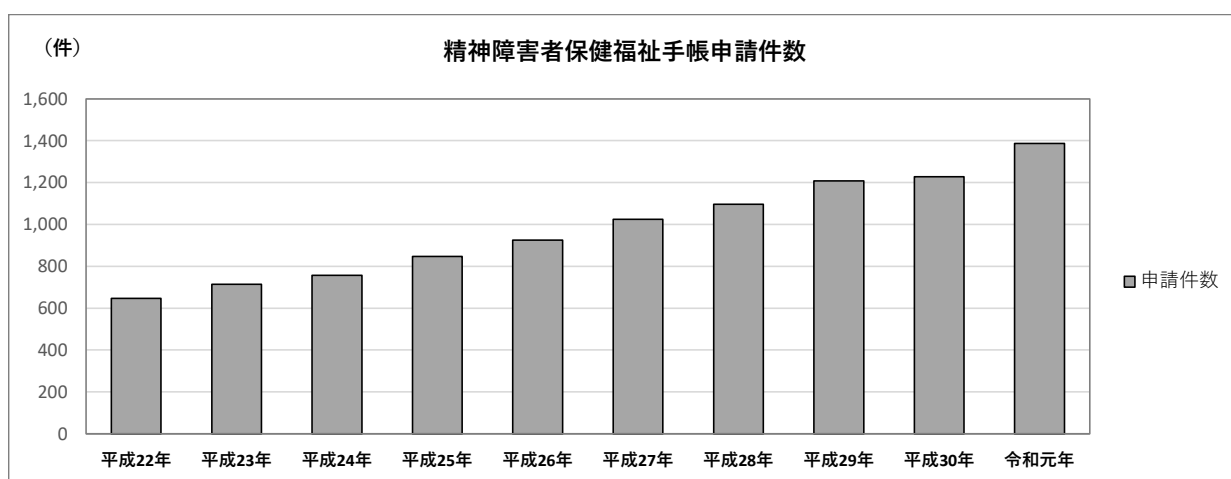
年度	国	東京都	豊島区
	手帳所持者数		手帳申請件数
平成22年	594,504人	61,880人	646件
平成23年	635,048人	67,066人	714件
平成24年	695,699人	73,667人	757件
平成25年	751,150人	79,646人	848件
平成26年	803,653人	86,461人	924件
平成27年	863,649人	93,935人	1,024件
平成28年	921,022人	100,999人	1,095件
平成29年	991,816人	108,532人	1,207件
平成30年	1,062,700人	118,352人	1,228件
令和元年	1,073,920人	127,505人	1,386件

◆自立支援医療負担申請件数 (精神通院医療)

年度	件数
平成22年	1,201件
平成23年	2,521件
平成24年	1,605件
平成25年	1,951件
平成26年	1,733件
平成27年	2,594件
平成28年	2,597件
平成29年	3,219件
平成30年	2,746件
令和元年	2,837件

出典：国 – 令和元年度衛生行政報告例結果の概況
東京都 – 東京都の福祉・衛生 統計年報
豊島区 – 豊島区の社会福祉（令和元年度版）

※豊島区の自立支援医療負担申請件数は、新規申請および診断書提出のある更新申請の件数である



第3節 成年後見制度における現状と課題

1 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
540	401	100	28	11

※令和2年12月31日時点で東京家裁（立川支部含む）が管理している本人数を集計したもの。

2 成年後見関係事件の申立件数（令和2年）

合計	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任
108	78	21	8	1

※東京家裁（立川支部含む）に対して令和2年1月から令和2年12月までに申し立てのあった成年後見関係事件の件数を集計したもの。

3 成年後見人等と本人との関係別件数（令和2年）

	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
			9		1	30	65				1				1	107
後見			7			25	47				1				1	81
保佐			2			4	14									20
補助					1	1	4									6

※東京家裁（立川支部含む）において令和2年1月から令和2年12月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象者に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人と本人との関係を類型別に集計したもの。

4 区長申立て件数

年度		H28	H29	H30	R元	R2
件数		26	35	38	39	59
内訳	高齢者	26	33	35	36	54
	障害者	0	2	3	3	5

※出典：豊島区の社会福祉（令和3年版）

5 成年後見人等報酬助成件数及び助成額

区分		年度	H28	H29	H30	R元	R2
高齢者	件数（件）		11	12	16	21	21
	助成額（千円）		2,509	2,598	3,362	3,967	4,656
障害者	件数（件）		1	1	0	2	2
	助成額（千円）		468	108	0	1,062	1,266
合計	件数（件）		12	13	16	23	23
	助成額（千円）		2,977	2,706	3,362	5,029	5,922

※成年後見人等報酬助成額基準：在宅 28,000円/月、施設入所者 18,000円/月、
社会貢献型後見人（区民後見人） 5,000円/月

■成年後見制度利用支援事業

- ・認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方で、成年後見制度を利用することが適当であると認められた方に対し、成年後見制度の利用を支援する事業で、申立て支援（区長申立てを含む）、成年後見人等の報酬助成を行います。
- ・高齢者では、地域支援事業の任意事業、障害者では地域生活支援事業の必須事業と位置付けられています。

6 成年後見等開始審判申立費用助成件数及び助成額（社会福祉協議会自主事業）

年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数（件）	9	2	5	9	13
助成額 （千円）	1,497	349	919	1,139	1,792

7 地域福祉権利擁護事業^{※1}利用者数

単位：件

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
認知症高齢者	34	35	28	21	26
知的障害者	4	4	8	12	12
精神障害者	8	9	12	12	10
その他 ^{※2}	3	3	3	3	3
対象拡大 ^{※3}	3	3	4	4	1
合計	52	54	55	52	52

※1 地域福祉権利擁護事業：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

※2 その他：：高次脳機能障害などの契約者を指します。

※3 対象拡大：判断能力には低下の無い身体障害者や虚弱高齢者などの契約者を指します。

8 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度利用への移行件数

年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数	12	2	10	9	3

9 社会貢献型後見人（区民後見人）関連

養成者数（累計）	34名
後見活動メンバー登録者数※（累計）	23名
後見活動メンバー登録者数（令和3年3月31日現在）	12名
後見受任者数及び受任件数（令和3年3月31日現在）	7名 7件
後見受任者数及び受任件数（累計）	10名 14件

※講習修了後、後見受任を目指し社協へ登録している者（受任した者も含め登録者としている）

10 社会福祉協議会における法人後見、後見監督実施状況

後見受任件数（累計）	32件
後見受任件数（令和3年3月31日現在）	5件
後見監督人受任件数（累計）	14件
後見監督人受任件数（令和3年3月31日現在）	7件

11 後見推定ニーズ

総人口の1%（潜在的利用者）（※1）	2,873人	（※2）
成年後見制度利用者数（合計）（※3）	540人	

（※1）日本成年後見法学会 新井誠氏による試算

（※2）豊島区人口 287,300人（令和3年1月1日時点）

（※3）令和2年12月31日時点で東京家裁（立川支部含む）が管理している本人数（後見・保佐・補助・任意後見）を集計したもの（豊島区分）

12 今後の課題

① 成年後見制度及び制度利用によるメリットの認知度向上

成年後見制度や利用によるメリットを広く周知することにより、必要な人が制度を利用できるようにする必要があります。

② 関係者への成年後見制度の周知・啓発

福祉、医療、地域の関係者等に対して、成年後見制度の周知・啓発を図ることにより、支援が必要な人に適切な支援が届く仕組みづくりが必要となります。

③ ニーズの把握

関係機関の相談窓口からニーズを把握するとともに、潜在ニーズをどのように把握していくのが課題となります。

④ 担い手の養成・支援

成年後見制度の利用促進も踏まえた需要に対応していくためには、どのように担い手を育成し、支援していくのか、具体的な方策を講じる必要があります。

⑤ 適切な成年後見人等候補者の選定（受任者調整（マッチング））

本人にとって最も適切な成年後見人等を家庭裁判所が選任できるよう、家庭裁判所との連携強化を図り、適切な成年後見人等候補者を選定できる仕組みづくりを構築するとともに、本人の状況に応じて、新たな成年後見人等候補者を推薦するなど成年後見人等の交代等への対応が求められます。

⑥ 成年後見人等への支援

親族後見人等、社会貢献型後見人（区民後見人）等、専門職後見人等が安心して適切に後見業務に取り組める支援体制の構築が必要となります。

⑦ 法人後見・社会貢献型後見人（区民後見人）の受任件数増加への取り組み

今後の更なる制度利用の需要に対応するためには、これまで以上に法人後見・社会貢献型後見人（区民後見人）の受任件数を増やしていく必要があります。

⑧ 意思決定支援の推進

成年後見人等が本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行えるよう、本人の意思決定の支援が適切に行われる取り組みが求められます。

⑨ 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へのスムーズな移行

本人の判断能力に応じて、関連制度から成年後見制度へスムーズに移行できるよう、制度間の連携強化が求められます。

⑩ 申立費用助成や成年後見人等への報酬助成のあり方

制度の利用ができずに適切な支援が受けられないことがないよう、事業周知を含む助成制度のあり方を検討する必要があります。

第 4 節 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

豊島区では、福祉サービス利用者の権利擁護等の仕組みづくりを検討するため、平成 14 年 4 月に「（仮称）福祉サービス権利擁護センター開設検討委員会」が設置され、平成 15 年 1 月に報告書がまとめられました。その中で、福祉サービス権利擁護センターを設置することや、センターの運営については、既に地域福祉権利擁護事業に取り組み、地域に根ざした福祉活動を展開している社会福祉協議会が運営すること等の方針が示されました。それを受け、平成 15 年 4 月に社会福祉協議会内に福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が設置されました。

「サポートとしま」は、福祉サービスの利用に関する相談や苦情対応とともに、成年後見制度の相談や利用支援を行い、平成 19 年 9 月には東京都の事業に基づく「成年後見制度推進機関」に位置付けられました。また、区民からの遺贈（寄付金）を活用した成年後見等開始審判申立費用助成事業の実施をはじめ、法人後見及び法人後見監督事業、社会貢献型後見人（区民後見人）養成講習の実施等、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

これらの事業実施にあたっては、区関係者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等の関係機関と連携し、必要に応じて弁護士による専門相談を活用しながら対応しています。また学識経験者、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、地域団体や障害者団体の代表者がメンバーである「福祉サービス権利擁護事業推進委員会」において、事業の公平性や適格性について確認するとともに、事業への指導助言を受ける体制が作られ、現在に至っています。

また社会福祉協議会では、地域のボランティアの協力による家事援助の仕組みである在宅福祉サービス事業や、個別支援と地域支援を併せて実施するコミュニティソーシャルワーク事業を長年実施し、令和 3 年 2 月には豊島区の終活サポート事業を受託する等、身体や判断能力の低下に至るまでの間の支援を行っています。

これからの「サポートとしま」は、様々な事業を展開する中で、成年後見制度等の利用が必要な方を早期に見いだして支援に繋げていくことを始め、国の計画等の趣旨を踏まえた新たな体制の整備を担っていくことが求められています。

第3章 計画の理念及び体系

第1節 基本理念と基本方針

豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした基本構想に掲げる将来像「未来へ ひびきあう人 まち・としま」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

基本理念

個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち

基本方針

① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

③ 健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO 法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

※本計画は、豊島区地域保健福祉計画と一体的に取り組むため、「基本理念」及び「基本方針」を豊島区地域保健福祉計画と同一にします。

第2節 施策の体系

基本施策		施策	主な取り組み	頁		
I	権利擁護支援の 地域連携ネット ワークづくり	1 地域連携ネットワークの 構築	①「チーム」による支援	20		
			②協議会の設置	20		
		2 中核機関の整備	①中核機関の運営	22		
			②中核機関の役割	23		
		3 成年後見人等の養成 ・支援	①社会貢献型後見人 (区民後見人)の養成・支援	24		
			②親族後見人等への支援	24		
			③専門職後見人等への支援	25		
			④社会福祉協議会による 法人後見の促進	25		
		II	利用者がメリット を実感できる 制度の運用	1 支援が必要な人の発見と 早期からの相談対応	①支援ニーズの把握	26
					②相談体制の強化	27
③任意後見等の利用促進	27					
④関連制度からのスムーズな 移行支援	27					
2 意思決定支援や身上保 護を重視した支援体制の 構築	①支援体制の構築			28		
	②意思決定支援の推進			28		
	③適切な成年後見人等候補 者の選定			28		
III	制度の利用促進	1 制度の周知・啓発	①区民への周知・啓発	29		
			②関係者への周知・啓発	29		
		2 制度の利用支援	①区長申立ての実施	31		
			②申立費用助成の検討	31		
			③成年後見人等への報酬助成	31		

第4章 施策の内容

基本施策Ⅰ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制を目指し、相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、従来の保健・医療・福祉の連携に加え、司法も含めた地域連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築します。

施策1 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークでは、①本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応、②チームを支援する協議会の設置、という2つの基本的な仕組みを構築します。

主な取り組み

①「チーム」による支援

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みを構築します。

②協議会の設置

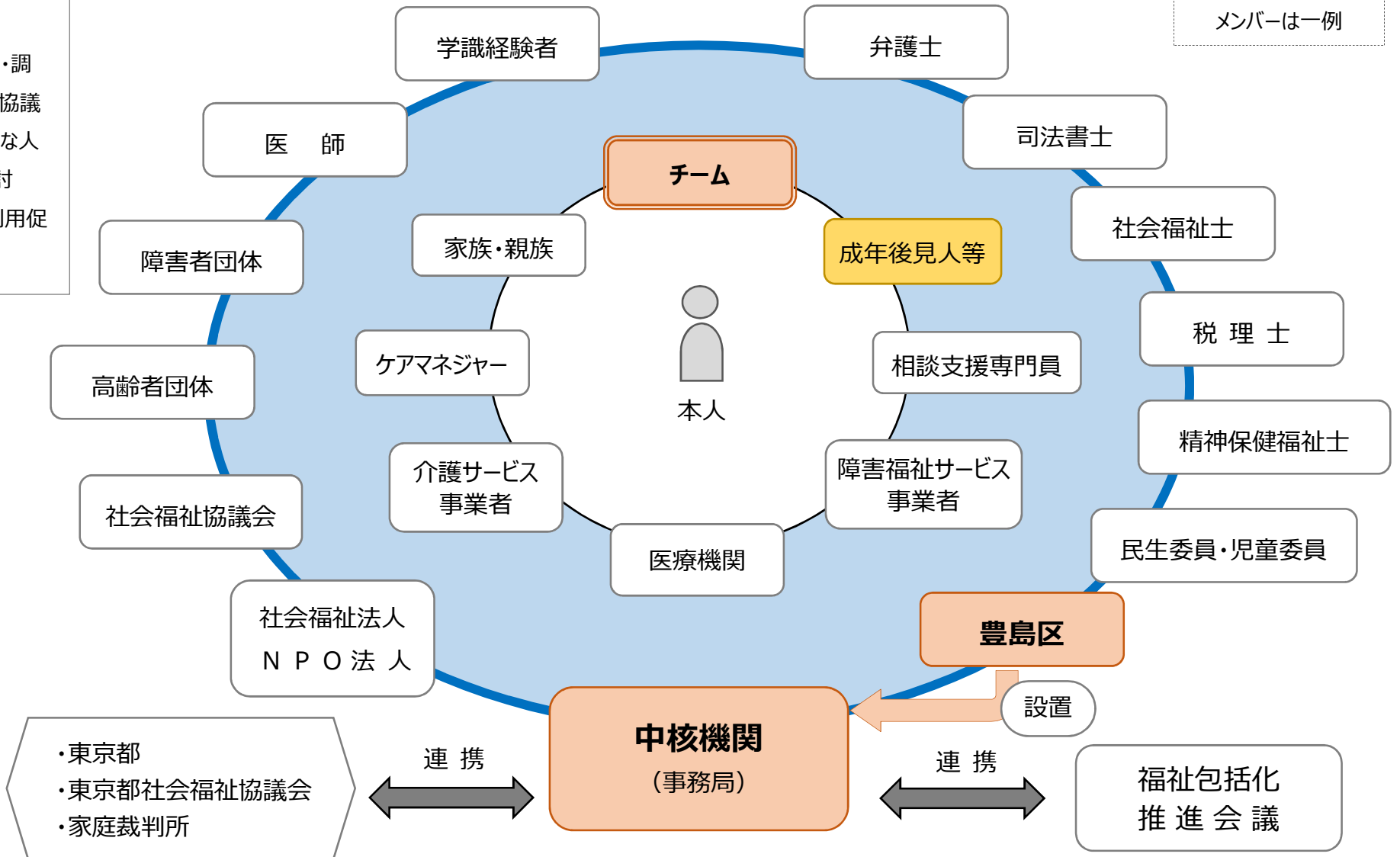
- ・後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、一人ひとりの状況に応じて、「チーム」で対応することに加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。
- ・チームを支援するための協議や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行うため、豊島区は新たに、専門職団体、関係機関、地域団体等により構成する、「（仮称）豊島区成年後見制度利用促進協議会」を設置します。

(仮称) 豊島区成年後見制度利用促進協議会 (案)

◆協議項目 (案)

- ①中核機関の運営状況
- ②チームを支援するための協議
- ③地域課題の検討・調整・解決のための協議
- ④意思決定が困難な人への支援等の検討
- ⑤その他、制度の利用促進にかかる事項

協議会、チームのメンバーは一例



施策 2 中核機関の整備

地域連携ネットワークを整備し、協議会を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。中核機関は、様々な事例に対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を果たします。

主な取り組み

① 中核機関の運営

- ・平成 15 年 4 月に豊島区民社会福祉協議会の自主事業として、福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が開設されました。さらに、平成 19 年 9 月には東京都の成年後見制度推進機関に位置付けられ、高齢者や障害のある方等の福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援を行ってきました。
- ・福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」がこれまで培ってきた専門性や実績を活かすとともに、豊島区の責任において成年後見制度の利用促進を図る観点から、中核機関の運営は豊島区民社会福祉協議会に委託して実施し、併せて必要な体制整備を図ります。
- ・中核機関の運営及び成年後見制度の利用促進に当たっては、適切な個人情報の取り扱いと管理を図ります。

※中核機関は、令和 4 年度に設置予定

②中核機関の役割

中核機関は、次の3つの役割を担います。また、中核機関で受け付けた相談のうち、成年被後見人等本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、豊島区が設置している福祉包括化推進会議※と連携して支援にあたります。

※福祉包括化推進会議：単独の組織では対応が困難な制度の狭間の課題や複数の関係課・関係機関にまたがる複雑・複合的な課題に対して、分野横断的な支援体制の構築を図るため、区役所関係窓口のほか、豊島区民社会福祉協議会に福祉包括化推進員を配置し、課題解決に向けた全体調整を行っている。

① 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う

② 事務局機能

地域における協議会を運営する

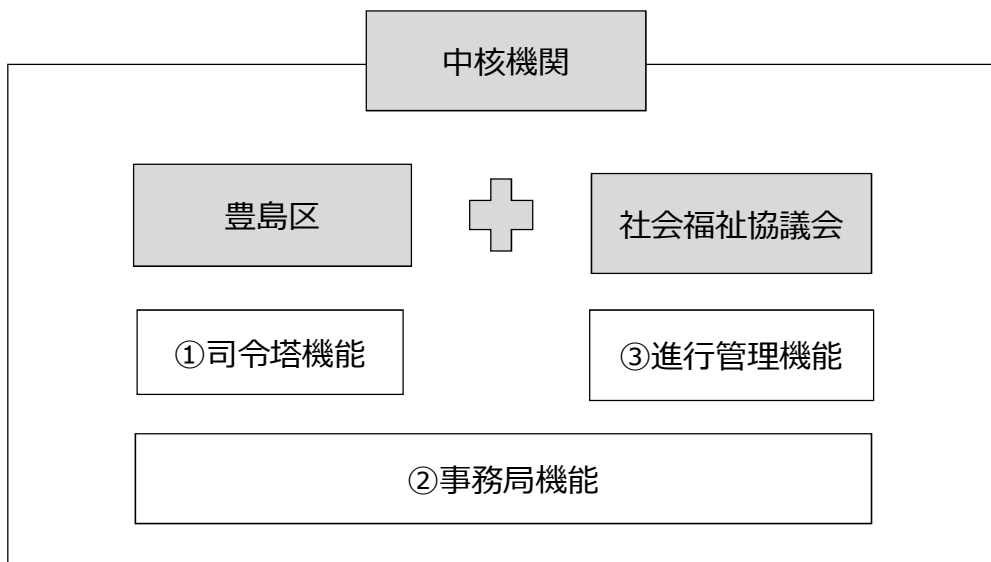
③ 進行管理機能

地域において、「3つの検討・専門的判断」※を担保する

※「3つの検討・専門的判断」：

- ①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

上記①～③を通じて、中核機関は、個別のチーム（本人、成年後見人等、身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップを担保する



施策3 成年後見人等の養成・支援

今後の成年後見制度の利用促進の取り組みも踏まえた需要に対応し、成年後見等の担い手を十分に確保するため、社会貢献型後見人（区民後見人）の育成・支援をさらに推進するとともに、親族後見人等が安心して適切に後見業務に取り組めるよう支援します。また、利用者が長期にわたって安心して制度を利用できるよう、豊島区民社会福祉協議会による法人後見の促進を図ります。

主な取り組み

①社会貢献型後見人（区民後見人）の養成・支援

- ・豊島区では、これまで「豊島区における市民後見人の養成について（報告）」（平成26年9月）に基づき、社会貢献型後見人（区民後見人）の養成・支援を行ってきました。
- ・今後の更なる制度利用のニーズに対応するため、現在実施している社会貢献型後見人養成事業を促進するとともに、社会貢献型後見人（区民後見人）が受任する案件の範囲を見直すことにより、受任可能な範囲を広げ、受任件数の増加につなげます。
- ・社会貢献型後見人（区民後見人）が安心して受任できるよう、相談・助言対応、フォローアップ研修等の実施、社会福祉協議会が後見監督人を受任するなど、社会貢献型後見人（区民後見人）の活動を継続的に支援します。

②親族後見人等への支援

- ・親族後見人等が安心して適切に後見等業務に取り組めるよう、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備するとともに、日常的に後見業務等の相談を受けられる体制の充実を図ります。
- ・制度に関する講座や研修会等を実施することにより、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を未然に防ぎます。

③ 専門職後見人等への支援

専門職後見人等は、それぞれの専門性に応じた後見業務を行っていますが、例えば、豊島区の福祉関連事業などは専門外となることから、今後は、地域連携ネットワークを活用して専門職と関連機関等の連携を推進することより、専門職後見人等の活動を支援していきます。

④ 社会福祉協議会による法人後見の促進

- ・適切な成年後見人等の担い手がないことで地域生活の継続が困難となる人を支えるためには、社会福祉協議会として法人後見に取り組むことが必要です。
- ・社会福祉協議会が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により、安全性・信頼性を高めることができる、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等についても組織による対応で支援を継続することができる、等の特性があります。
- ・こうした特性を生かし、社会福祉協議会は、個人の後見等では、生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに応えていく役割があります※。
- ・上記を踏まえ、社会福祉協議会による法人後見がさらに促進されるよう、豊島区として必要な支援を行います。
- ・なお、中核機関を受託する豊島区民社会福祉協議会が法人後見を受任する際に、判断の客観性を担保するため、「（仮称）豊島区成年後見人等候補者調整会議」（29頁参照）に諮ることとします。

※出典：成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策（全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会）

基本施策Ⅱ 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見制度においては、成年後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることが基本となります。

施策1 支援が必要な人の発見と早期からの相談対応

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人[※]の発見に努め、速やかに支援に結び付けるとともに、早期の段階から成年後見制度の利用について、区民が身近な地域で相談できるよう、体制の強化を図ります。

※財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態にあるにも関わらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など

主な取り組み

① 支援ニーズの把握

- ・福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、障害相談支援事業所等での相談対応から支援ニーズを把握します。
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{※1}をはじめ、豊島区が行っているさまざまなアウトリーチ活動^{※2}を通じて、民生委員・児童委員、町会・自治会、地域の関係団体などと連携を図りながら、制度を知らない、相談先が分からない、支援が必要な自覚がないといった、相談窓口に来られずに地域で困っている人の支援ニーズを早期に把握したうえで、必要な支援につなげます。

※1 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：社会福祉士などの専門資格を持った職員が、地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。子どもから高齢者まで、全世代を対象に分野を飛び越えた支援を展開している。

※2 アウトリーチ活動：アウトリーチとは、「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者から積極的に訪問して支援を提供すること。

②相談体制の強化

中核機関となる豊島区民社会福祉協議会において、法定後見制度や任意後見制度の利用相談に応じ、制度の概要や申立方法について説明を行うとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体の協力を得て、相談体制の強化を図ります。

③任意後見等の利用促進

- ・利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを進めます。
- ・成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、保佐及び補助の類型の利用促進を図ります。

④関連制度からのスムーズな移行支援

地域福祉権利擁護事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化し、地域福祉権利擁護事業の対象者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましい方については、スムーズに成年後見制度へ移行されるように取り組みます。

【地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の違いと使い分けについて】

	地域福祉権利擁護事業	成年後見制度（法定後見）
担い手	○豊島区民社会福祉協議会（専門員、生活支援員による援助） ○実施主体は東京都社会福祉協議会	○補助人、保佐人、成年後見人 ○親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、法人等（家庭裁判所選任）
利用開始の 手続き	○社会福祉協議会に相談・申込み ○利用者本人と社会福祉協議会の契約	○家庭裁判所に申立、家庭裁判所の審判 ○申立てできるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族、区長 等
両制度の 使い分け	○必要とする援助の内容が、日常生活の範囲を超え、重大な財産管理や契約行為等に及ぶ場合は、成年後見制度の利用を検討する。逆に援助の内容が、重大な法律行為に関するものではなく、日常生活上のきめ細かな見守りや支援であり、とりわけ適切な福祉サービスを利用するための援助や、日常生活費の範囲内における金銭管理の支援である場合は、地域福祉権利擁護事業を利用することが適当である。 ○判断能力の程度が事業の利用に必要な契約の締結能力を欠く場合は、原則として地域福祉権利擁護事業を利用することはできず、成年後見制度の利用を検討する。	

施策2 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

主な取り組み

①支援体制の構築

本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備します。

②意思決定支援の推進

- ・成年後見人等は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、成年後見人等が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められます。
- ・そのため、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」など、各種意思決定支援のガイドラインの趣旨を踏まえた意思決定支援が実施できるよう、関係機関と連携して研修会を開催します。

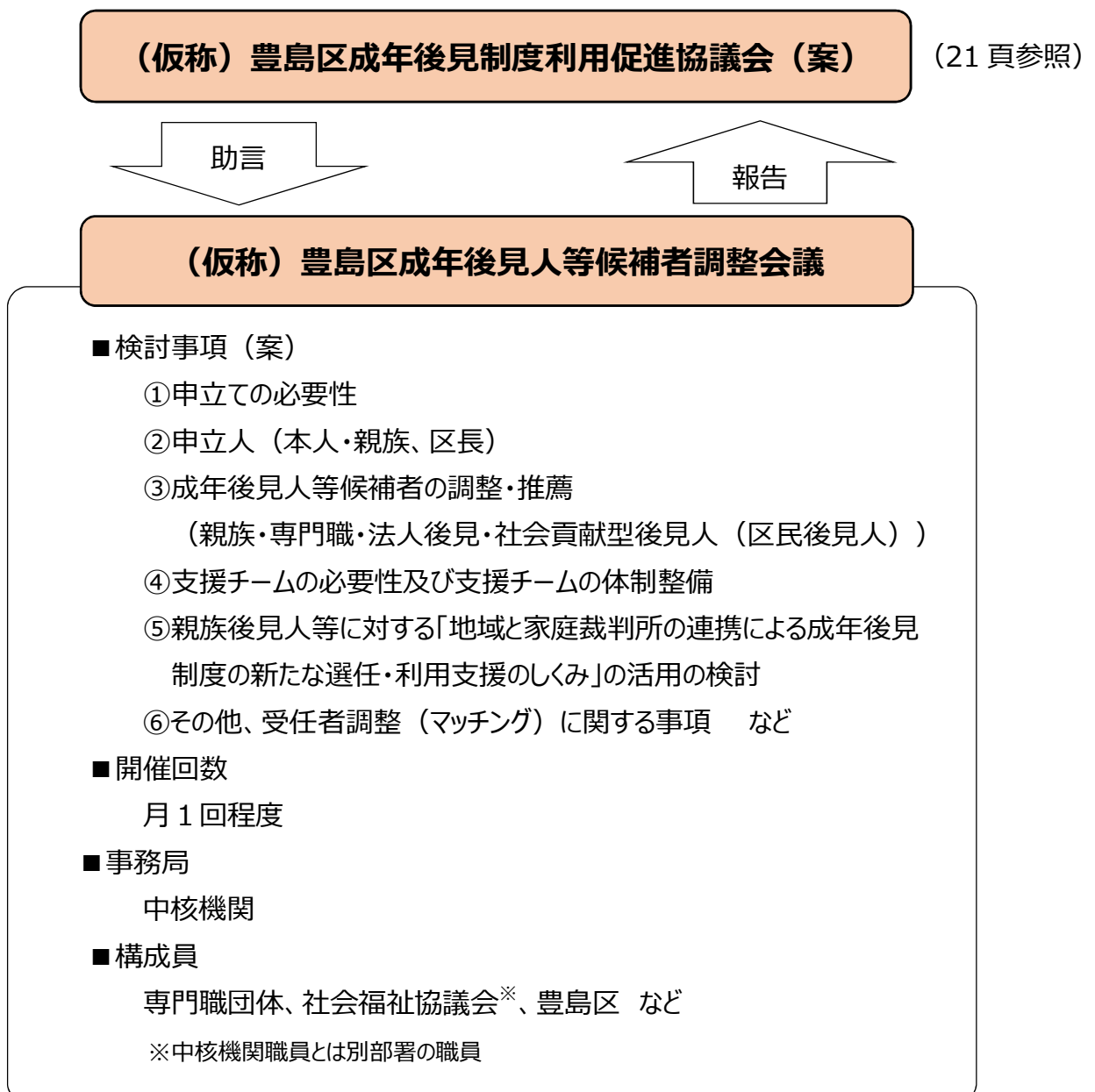
③適切な成年後見人等候補者の選定

- ・本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等が選任されるためには、家庭裁判所が適切な成年後見人等を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができる仕組みが必要となります。
- ・これまで、豊島区民社会福祉協議会、社会貢献型後見人（区民後見人）が受任する場合には、「社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会法人後見等ケース方針検討会議」を開催してきました。また、区長申立を行う場合は、各担当課において検討し、職種を

決め、候補者について団体から推薦をいただいていた。

- ・今後は、候補者調整にかかる会議体を一本化するとともに、客観的な視点を入れるため、「社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会法人後見等ケース方針検討会議」を廃止し、豊島区が新たに外部の有識者を入れた「（仮称）豊島区成年後見人等候補者調整会議」を設置します。
- ・本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と成年後見人等との関係がうまくいかなかったり他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな成年後見人等候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。

※（仮称）豊島区成年後見人等候補者調整会議のイメージ



基本施策Ⅲ 制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害によって物事を判断する能力が十分ではない方の日常生活を法律的に支援する制度です。しかし、制度利用の必要性の高まりに対して、必要な人に制度が十分利用されていないという実態があることから、制度の利用促進のため、制度の周知・啓発を行うとともに、制度の利用支援を進めます。

施策 1 制度の周知・啓発

早期の段階からの制度利用を促進するため、中核機関において任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、区民や関係者など、幅広く周知・啓発を行います。

主な取り組み

①区民への周知・啓発

広報としまや区ホームページのほか、パンフレット作成・配布、研修会・セミナーの実施など、さまざまな機会や手段を通じて、情報発信、情報提供を行います。

②関係者への周知・啓発

地域連携ネットワークを活用し、判断能力が不十分な方と接する機会が多い福祉・医療・地域の関係者等を対象に、研修会やセミナー等を開催することにより、制度への理解を深めてもらうとともに、支援が必要な人の早期発見につなげ、必要な医療、介護等を受けられるようにします。

施策 2 制度の利用支援

制度の利用ができずに適切な支援が受けられないことがないよう、身寄りが無い等で申立てが困難な場合に区長申立てを行うとともに、報酬助成を行うことにより、制度の利用が図られるよう支援します。

主な取り組み

①区長申立ての実施

- ・成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合には、区長申立てを行うとともに、区長申立てに必要な手続きに要する費用を区が負担することにより、制度の利用が図られるよう支援します。
- ・ただし、区が負担した審判請求費用について、家庭裁判所が本人または関係人が負担すべきと判断した場合、区は本人または関係人に対して請求することができます。

②申立費用助成の検討

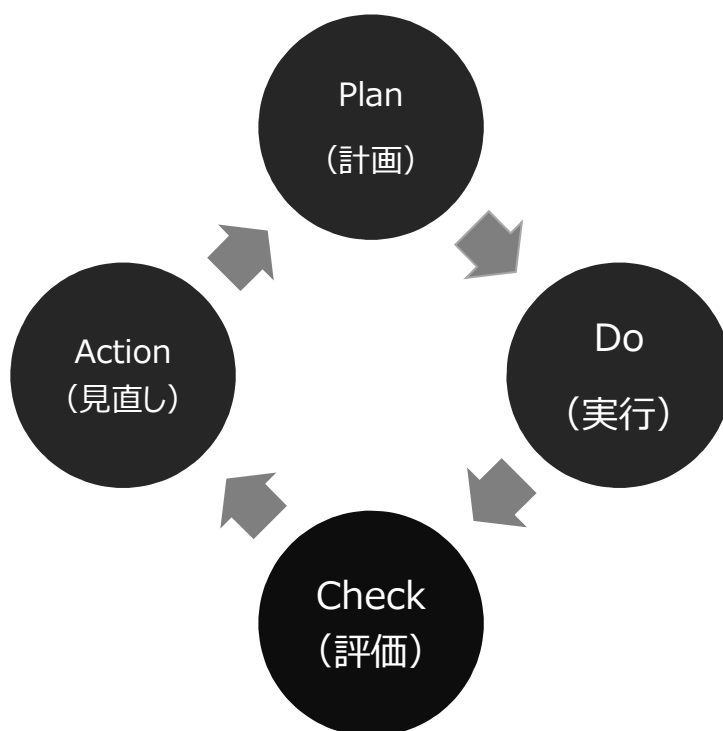
- ・親族及び本人が申し立てる際の費用助成については、これまで豊島区民社会福祉協議会が区民からの寄付を基に自主事業として実施してきましたが、今後は安定的に事業が実施できるよう、区の事業化に向けて検討を進めていきます。

③成年後見人等への報酬助成

- ・成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合には、区長申立てに限らず本人・親族申立ても対象として、一定の要件のもと、報酬助成を行います。
- ・助成制度について事業周知を進めるとともに、他自治体の実施状況等を調査・研究し、報酬助成のあり方について検討していきます。

第5章 計画の評価及び進行管理

- ・施策を着実に推進していくため、P D C Aサイクル（計画、実行、評価、見直し）を通じて、定期的に点検・評価し、必要に応じて取り組みの見直し等を行っていきます。
- ・本計画の評価及び進行管理は、今後設置する「（仮称）豊島区成年後見制度利用促進協議会」と連携・調整を図りつつ、豊島区保健福祉審議会が行います。
- ・豊島区保健福祉審議会では、区が実施する事務事業評価等を活用して豊島区地域保健福祉計画の進捗管理を年1回実施し、その結果を区ホームページで公開しています。
- ・本計画の評価・進行管理も同様に、事務事業評価等を活用し、豊島区地域保健福祉計画の進捗管理とあわせて、豊島区保健福祉審議会で行い、その結果を区ホームページで公開します。



資 料 編

- 1 計画の検討体制
- 2 計画の策定経過
- 3 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例
- 4 豊島区保健福祉審議会条例
- 5 豊島区保健福祉審議会条例施行規則
- 6 豊島区保健福祉審議会委員名簿
- 7 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会設置要綱
- 8 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会委員名簿

1 計画の検討体制

- ・計画の策定にあたっては、区長から保健福祉審議会会長への諮問（令和2年9月1日付）を受け、保健福祉審議会に「豊島区成年後見制度利用促進専門委員会」を設置しました（同年10月9日）。
- ・専門委員会では、条例素案及び計画素案の検討・作成を行い、パブリックコメントの実施結果を踏まえた専門委員会からの報告に基づき、保健福祉審議会において、さらなる検討を行い、令和3年11月1日、保健福祉審議会会長から区長へ条例案及び計画案の答申を行いました。

2 計画の策定経過

開催日	回	会議体名	主な議題等
令和2年度			
9月1日			諮問
10月9日		保健福祉審議会	豊島区成年後見制度利用促進専門委員会の設置
11月2日	第1回	専門委員会	①成年後見制度の現状と課題 ②豊島区の現状
1月19日	第2回	専門委員会	①条例骨子案の検討 ②計画骨子案の検討
令和3年度			
4月28日	第3回	専門委員会	①条例素案の検討 ②計画素案の検討
6月3日	第4回	専門委員会	①条例素案の検討 ②計画素案の検討
7月16日		保健福祉審議会	①条例素案の報告 ②計画素案の報告
パブリックコメントの実施（8月1日～8月31日）			
9月27日	第5回	専門委員会	①パブリックコメントの結果報告 ②条例素案の修正 ③計画素案の修正
11月1日		保健福祉審議会	①パブリックコメントの結果報告 ②条例素案の検討 ③計画素案の検討 答申

3 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例

令和3年12月8日

条例第33号

豊島区は、誰もが共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

こうした取組を進めるに当たって、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

また、成年後見制度は、権利擁護支援の主要な柱の一つであり、任意後見制度を含め、区民の誰もが利用する可能性があります。

これまで豊島区では、豊島区民社会福祉協議会とともに権利擁護支援に関する取組を進めてきましたが、制度利用の必要性に対し、実際には十分に利用されていないことから、地域社会全体で制度の利用促進をさらに図っていく必要があります。

そのためには、制度を必要とする方が安心して利用できる仕組みづくりに向けて、行政、地域、関係団体等が連携して取り組んでいかなければなりません。

ここに、豊島区は、区民一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)の責務等を明らかにすることにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。
- (2) 成年被後見人等 法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。
- (3) 成年後見等実施機関 法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。
- (4) 成年後見関連事業者 法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。
- (5) 親族後見人等 民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族等であって、成年後見人等であるものをいう。
- (6) 専門職後見人等 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士その他の法律又は福祉に関する資格を有する者であって、成年後見人等の職務及び責任に関する専門的な知識を有する専門職である成年後見人等をいう。
- (7) 区民 区の区域内に住所を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわ

しい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、親族後見人等の候補者に対する支援、専門職後見人等との連携及び区民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて、成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第5条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、区が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(区民の理解と協力)

第6条 区民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、区が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第7条 区並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 区は、法第14条第1項の規定に基づき、区の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するものとする。

(地域連携ネットワークの構築等)

第9条 区は、成年後見制度の利用に係る区民の権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を整備するものとする。

(豊島区保健福祉審議会への諮問)

第10条 法第14条第2項の規定に基づき区が設置する機関は、豊島区保健福祉審議会条例（平成21年豊島区条例第39号）第1条に規定する審議会（以下「審議会」という。）とする。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議し、答申する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 豊島区保健福祉審議会条例

平成21年6月26日

条 例 第 3 9 号

(設置)

第1条 豊島区における保健福祉に関する重要事項について審議するため、区長の附属機関として、豊島区保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、保健福祉に係る計画の改定その他の重要事項について審議し、答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員28人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊島区条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5 豊島区保健福祉審議会条例施行規則

平成21年9月24日
規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区保健福祉審議会条例(平成21年豊島区条例第39号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、豊島区保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区議会議員 4人以内
- (3) 保健医療関係者 3人以内
- (4) 社会福祉関係者 3人以内
- (5) 区内関係団体構成員 5人以内
- (6) 区民 3人以内
- (7) 区職員 5人以内

(意見聴取等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第4条 会長は、区長の諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第32号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月26日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年7月31日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年11月10日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則(平成31年3月14日規則第12号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

6 豊島区保健福祉審議会委員名簿

区分		役職	氏名	所属	
外部委員	学識経験者	会長	田中 英樹	東京通信大学人間福祉学部教授	
		副会長	神山 裕美	大正大学社会共生学部教授	
		委員	宮崎 牧子	大正大学社会共生学部教授	
		〃	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域教授	
		〃	中島 修	文京学院大学人間学部教授	
	区議会議員	〃	村上 宇一	自由民主党豊島区議団	
		〃	島村 高彦	公明党豊島区議団	
		〃	里中 郁男	都民ファーストの会豊島区議団・民主の会	
		〃	渡辺 くみ子	日本共産党豊島区議団	
	保健医療 関係者	〃	平井 貴志	豊島区医師会会長	
		〃	高草木 章	豊島区歯科医師会会長	
		〃	佐野 雅昭	豊島区薬剤師会会長	
	社会福祉 関係者	〃	横田 勇	豊島区社会福祉事業団理事長	
		〃	近藤 友克	社会福祉法人豊心会常務理事	
		〃	天貝 勝己	豊島区民社会福祉協議会事務局長	
	区内関係団体 構成員	〃	塚田 義信	豊島区町会連合会副会長	
		〃	寺田 晃弘	豊島区民生委員児童委員協議会会長	
		〃	外山 克己	豊島区高齢者クラブ連合会会長	
		〃	磯崎 たか子	豊島区障害者団体連合会会長	
		〃	根岸 幸子	豊島区青少年育成委員会連合会常任幹事	
	区民 公募	〃	荒砥 悦子	公募区民	
		〃	幅野 裕敬	公募区民	
	内部委員	区職員	〃	保健福祉部長	
			〃	池袋保健所長	
			〃	健康担当部長	
〃			政策経営部長		
〃			子ども家庭部長		

7 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会設置要綱

令和2年10月9日

区 長 決 裁

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、豊島区保健福祉審議会条例施行規則第4条に基づき、豊島区保健福祉審議会に豊島区成年後見制度利用促進専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）（以下「条例（素案）」という。）を作成すること。
- (2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）（以下「計画（素案）」という。）を作成すること。
- (3) その他成年後見制度の利用促進について、区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医師 1人
- (3) 弁護士 2人以内
- (4) 司法書士 1人
- (5) 社会福祉士 1人
- (6) 税理士 1人
- (7) 障害者団体関係者 1人
- (8) 高齢者団体関係者 1人
- (9) 地域団体関係者 1人
- (10) 社会福祉関係者 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から、令和4年3月31日とする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

- 3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、豊島区保健福祉審議会会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会は、公開することが適当でないとき認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。
- 4 委員会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 前項の規定は、第2項ただし書きによる会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 7 委員会は、審議の経過、条例（素案）及び計画（素案）を豊島区保健福祉審議会に報告するほか、必要と認められる審議案件については、関係機関等に報告する。
(幹事)

第7条 委員会の審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

別表（第7条関係）

<p>幹事</p>	<p>保健福祉部総合高齢社会対策推進室長 保健福祉部福祉総務課長 保健福祉部自立促進担当課長 保健福祉部高齢者福祉課長 保健福祉部障害福祉課長 保健福祉部生活福祉課長 保健福祉部介護保険課長 池袋保健所健康推進課長 社会福祉協議会地域福祉推進課長</p>
-----------	---

8 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会委員名簿

◎…委員長、○…副委員長

区分	氏名	所属
学識経験者	田中 英樹 (◎)	東京通信大学人間福祉学部 教授 豊島区保健福祉審議会 会長
学識経験者	岡 孝 (○)	学習院大学 名誉教授 福祉サービス権利擁護事業推進委員会 委員長
弁護士	冨永 忠祐	冨永法律事務所 所長
弁護士	飯田 健太郎	弁護士法人東京パブリック法律事務所
医師	安倍 英一郎	安倍クリニック 院長
司法書士	井藤 智子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
社会福祉士	笠原 美和子	権利擁護センターぱあとなあ東京 会員
税理士	石川 敏之	東京税理士会豊島支部 成年後見委員会 委員
障害者団体関係者	吉田 康二	豊島区手をつなぐ親の会 理事
高齢者団体関係者	松本 紀生	豊島区認知症「介護者の会」サポーター連絡会
地域団体関係者	松浦 初枝	巣鴨地区民生委員児童委員協議会 会長
社会福祉関係者	天貝 勝己	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 事務局長
社会福祉関係者	橋本 早苗	社会福祉法人豊芯会
社会福祉関係者	澤田 潔	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 事務局 企画総務課長
社会福祉関係者	岸 和正	社会福祉法人フロンティア 常務理事

豊島区成年後見制度利用促進基本計画

(令和4年度～令和5年度)

発行：豊島区

編集：保健福祉部福祉総務課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

電話 03-4566-2422 (直通)

<http://www.city.toshima.lg.jp/>

令和3年12月発行



せい ねん こう けん せい ど 成年後見制度

— 利用をお考えのあなたへ —



もくじ

1 成年後見制度の利用 P1	●
2 成年後見人等の仕事について P3	●
3 成年後見制度について P5	●
4 手続の流れ P7	●
5 申立てについて P9	●
6 成年後見人等の選任 P10	●
7 適切な後見等事務を行っていただくために P11	●
8 後見等事務及び報告 P13	●
9 後見等の終了 P14	●

1

せいねんこうけんせいど りょう 成年後見制度の利用

せいねんこうけんせいど つかまえ — 成年後見制度を使う前は —

1



かね けいさん かんり にがて たか
お金の計算や管理が苦手で、高いものを
か 買ったたり、やくしょ ぎんこう での てつづき
おこな 行うときは、ははおや まか
ある日、母親が びょうきで たお 倒れてしまった。

2



いえ
家にあつたことを わす 忘れて 同じものを
か 買ってしまふ ことが 増えた。ひとりぐらし
ではなく、グループホームに にゅうしょ 入所した方が
よいのか、自分では じぶん はんだん 判断できない。

3



あくしつぎょうしゃ
悪質業者からの でんわ 電話があり、
だまされそうになった。さいきん 最近、ものわす
も 増えてきたので、今後 こんご だまされないか
しんぱい 心配だ。

4



しょうらい じぶん にんちしょう
将来、自分が 認知症に なつたときには
だれ だれ ささ 誰が 支えてくれるのか 不安だ。

これから安心して暮らしていくために
— 成年後見制度の利用を考えてみましょう —

— 成年後見制度を使うと —

成年後見人等が私の代わりに、銀行で
てつぎ
手続をしてくれた。これからの生活は
せいねんこうけんにと
成年後見人等がサポートしてくれるので
あんしん
安心だ。

受付



成年後見人等が相談にのってくれた。
そしてサポートを受けながら、
いま
今までどおり自分の家で生活を続ける
こととなった。



たとえ、だまされて契約してしまっても、
せいねんこうけんにと
成年後見人等がその契約を取り消して
くれる。



むすこ
息子が任意後見人になってくれた。
むすこ
息子が私をサポートしてくれること
になったので心強い。



※ 成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。

▶ 詳しくは「成年後見制度について」(5・6ページ)をお読み下さい。

2

せいねん こうけん にんとう しごと 成年後見人等の仕事について

1

せいねんこうけんにんとう なに
成年後見人等として 何をするか、
けいかく た
計画を立てます。

ほんにん せいかつ
まず、ご本人が どのような 生活を しているか、
ざいさん も しら
どのくらい 財産を 持っているか 調べて ご本人に
あ せいかつ かね つか
合った 生活の しかたや お金を どう 使っていくか
かんが
などを 考えます。



2

ほんにん きぼう き
ご本人の 希望などを 聞いて、
ひつよう てつづき おこな
必要な 手続を 行います。

ほんにん おも せいかつ かんが ひつよう
ご本人の 思いや 生活の ようすを 考えて、必要な
ふくし えら ねんきん う と
福祉サービスを 選んだり、年金を 受け取るために
ひつよう てつづき おこな
必要な 手続を 行ったりします。



せいねんこうけんにんとう つぎ おこな
成年後見人等は、次のようなことを行います。

3

かね
お金のトラブルから ご本人を
まも
守ります。

ほんにん あくしつぎょうしゃ ひつよう
ご本人が、悪質業者にだまされて、必要のないもの
か
を 買わされるなどのトラブルに巻き込まれた
ばあい けいやく と け
場合にはその契約を取り消すことができます。



4

ほんにん せいかつ
ご本人の生活のようすを
かていさいばんしょ ほうこく
家庭裁判所に報告します。

ほんにん けんこうじょうたい く かね と ち
ご本人の健康状態や暮らしぶり、お金や土地が
どのくらいあるかについて家庭裁判所に報告
かていさいばんしょ ほうこく
します。



3 成年後見制度について

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは??

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。



Q

せいねんこうけんせいど
成年後見制度にはどのような種類がありますか？

A

にんいこうけんせいど ほうていこうけんせいど
任意後見制度と法定後見制度があります。

● 判断能力が**不十分になる前**に

▶ ① 『任意後見制度』へ

● 判断能力が**不十分になってから**

▶ ② 『法定後見制度』へ

1

にんいこうけんせいど 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公正人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続や費用については、最寄りの公正役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

にんいこうけんけいやく 任意後見契約締結

判断能力の低下

にんいこうけんかんとくにん
家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て

にんいこうけんかんとくにん
任意後見監督人の選任

にんいこうけんけいやく
任意後見契約の効力発生





2 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、^{せいねんこうけんじん}成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「^{ほじょ}補助」「^{ほさ}保佐」「^{こうけん}後見」の3つの制度が用意されています。

法定後見制度の3種類

	ほじょ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
^{せいねんこうけんじん} 成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
^{せいねんこうけんじん} 成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 ^{せいねんこうけんじん}成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ ^{ほさせいど}保佐制度及び^{こうけんせいど}後見制度の利用により、ご本人が一定の資格や地位を失う場合があります。

※ ^{ほじょ}補助開始の^{しんぱん}審判、^{ほじょじん}補助人に^{どういけん}同意権・^{だいりけん}代理権を与える^{しんぱん}審判、^{ほさにん}保佐人に^{だいりけん}代理権を与える^{しんぱん}審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。



4 手続の流れ

市区町村・民間団体等

市区町村に設置されている地域包括支援センターや社会福祉協議会等、成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。



裁判所での手続説明を希望される場合は、
家庭裁判所の手続案内へ

家庭裁判所

手続案内

後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します（説明用のDVDもご覧いただけます。）。



1 申立て

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。

2 調査等

- 裁判所から事情をお尋ねすることがあります。
※ご本人の判断能力について鑑定を行うことがあります（別途費用がかかります。）。

3 審判

- 後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。

4 報告

- 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。



Q 申立てについて

- Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？
- Q2 誰でも申立てができますか？
- Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？
- Q4 鑑定かんていが必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？
- Q5 申立てを取り下げることができますか？

A ▶ 詳しくは 9 ページへ

Q 成年後見人等の選任

- Q1 成年後見人等せいねんこうけんじんにはどのような人が選ばれますか？
- Q2 成年後見人等せいねんこうけんじんは、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

A ▶ 詳しくは 10 ページへ

Q 適切な後見等事務を行っていただくために

- Q1 成年後見人等せいねんこうけんじんによる適切な後見等事務こうけんをサポートするための方策はどのようなものがありますか？
- Q2 後見制度支援信託こうけんせいどしえんしんたくの仕組みや手続の流れはどのようなものですか？

A ▶ 詳しくは 11 ページへ

Q 後見等事務及び報告

- Q1 成年後見人等せいねんこうけんじんに選任された後、どのようなことに注意する必要がありますか？
- Q2 後見等事務こうけんの報告はどれくらいの頻度で行うのですか？
- Q3 成年後見人等せいねんこうけんじんに報酬ほうしゅうは支払われますか？
- Q4 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

A ▶ 詳しくは 13 ページへ

Q 後見等の終了

- Q1 成年後見人等せいねんこうけんじんの仕事はいつまで続きますか？
- Q2 成年後見人等せいねんこうけんじんの仕事が終了した後はどのようなことをするのですか？

A ▶ 詳しくは 14 ページへ



5 申立てについて



Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？

A 申立ては、ご本人の住所地を管轄^{かんかつ}する家庭裁判所にしてください。
管轄^{かんかつ}の家庭裁判所がわからない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

Q2 誰でも申立てができますか？

A 申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等^{しんとう}内の親族などです。その他に市区町村長が申し立てることもできます。

※ ご本人から見て次の方たちが、四親等^{しんとう}内の主な親族に当たります。

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

● 申立書

● 診断書^{せいねんこうけん}（成年後見用）

※ 申立書及び診断書^{せいねんこうけん}（成年後見用）の用紙は家庭裁判所や裁判所ウェブサイト（表表紙をご覧ください。）から入手できます。

● 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）

※ 補助^{ほすけ}や保佐^{ほさ}において、代理権^{だいにけん}や同意権^{どういけん}を付与する審判^{しんぱん}を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円分が必要になります。

● 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）

● 郵便切手

● ご本人の戸籍謄本^{こせきとうほん}

● 鑑定料^{かんてい}（鑑定^{かんてい}を行う場合） など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

Q4 鑑定^{かんてい}が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定^{かんてい}を行うことがあります。この場合は、鑑定料^{かんてい}が必要になります。鑑定料^{かんてい}は個々の事案によって異なります。

※ 鑑定料^{かんてい}を含め申立てに必要な手続費用は、原則として申立人に納めていただくことになります。

なお、経済的に余裕がない方については、市区町村による助成を利用できる場合があります。詳しくは市区町村の窓口におたずねください。

Q5 申立てを取り下げることはできますか？

A 申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人^{せいねんこうけんじん}等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

6

せいねんこうけんにん

成年後見人等の選任

家庭裁判所



Q1

せいねんこうけんにん

成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

A

申立ての際に、ご本人に法律上又は生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等に選任することがあります。

なお、誰を成年後見人等を選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

Q2

せいねんこうけんにん

成年後見人等は、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

成年後見人等は、選任後速やかに、面談などを通じてご本人の生活の状況や今後の生活上の希望等を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見等事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

A

※ 銀行等へ必要な届出を行う際に、登記事項証明書の提出を求められることがあります。登記事項証明書には後見等の開始の審判の内容が記載されており、法務局で取得することができます。

※ 財産目録とは、ご本人の預貯金や不動産などの財産がどれくらいあるのかを記載した書面です。

※ 収支予定表とは、ご本人の収入と支出の予定について、生活状況を踏まえて記載した書面です。



7 適切な後見等事務を 行っていただくために

Q1
A

成年後見人等による適切な後見等事務をサポート
するための方策はどのようなものがありますか？

● 後見監督人等の選任

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を後見監督人等に選任することがあります。

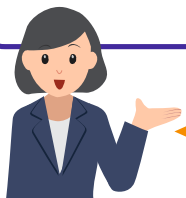
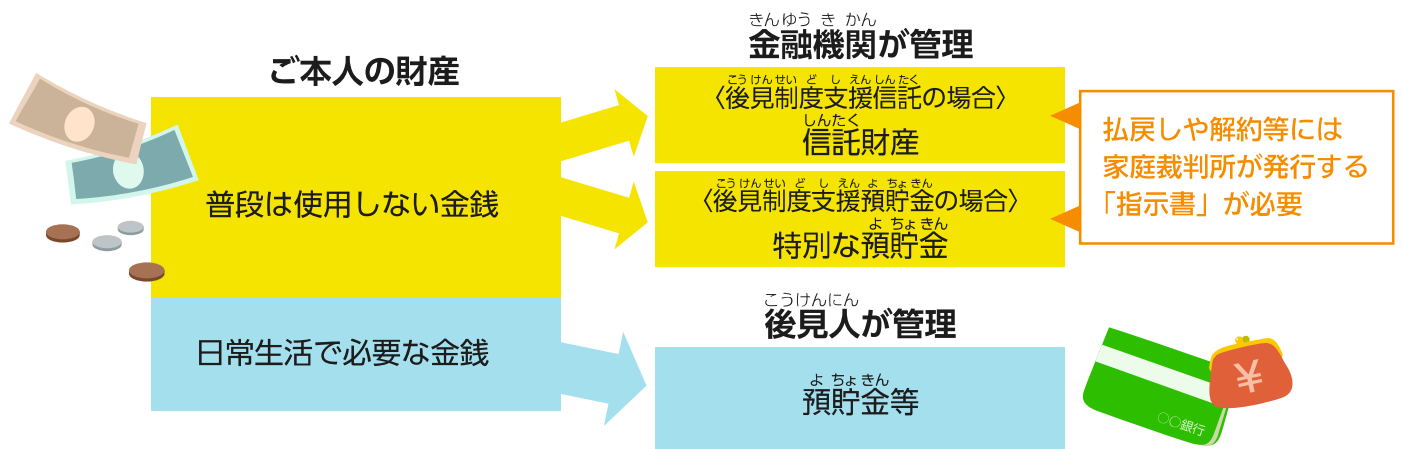
● 後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用

成年後見人に適切に財産を管理していただくための一つの選択肢として、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります。

これらの仕組みは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産又は特別な預貯金として金融機関が管理するものです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるというメリットがあります。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の仕組み(イメージ図)



※ ご本人のために急に多額の金銭が必要となることもありますので、家庭裁判所では、指示書を迅速に発行するように配慮しています。



Q2
A

成年後見人
後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の仕組みや
手続の流れはどのようなものですか？



● 後見制度支援信託等の利用の適否についての検討

成年後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて検討し、後見制度支援信託等の利用に適しているか否かについて、家庭裁判所に報告します。

● 信託契約・預貯金契約の締結

家庭裁判所は、後見制度支援信託等の利用に適していると判断した場合は、信託契約や預貯金契約を締結するための指示書を成年後見人に交付します。成年後見人は金融機関に指示書を提出し、契約を締結します。

● 金融機関からの払戻し・追加信託又は追加預入れ

契約の締結後、金融機関からの払戻しや追加して信託や預入れを行う必要が生じる場合があります。

手続には家庭裁判所が発行する指示書が必要となる場合があります。

- ※ 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金は、保佐、補助及び任意後見では利用できません。後見制度支援預貯金は、金融機関によっては、未成年後見において利用できない場合があります。
- ※ 詳しくは利用を検討している金融機関におたずねください。
- ※ 後見制度支援信託等を利用する際に、専門職が後見人又は後見監督人として関与した場合には家庭裁判所の定める報酬が必要となる場合があります(別途、金融機関の管理報酬が生じる場合もあります)。なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要性がなくなれば、専門職は辞任します。

一部の金融機関では、預入れ・払戻しの際に後見監督人等の関与を必要とする預金の取扱いも行われています。詳しくは、最寄りの家庭裁判所におたずねください。



8

こうけん

後見等事務及び報告



Q1

せいねんこうけんにん

成年後見人等に選任された後、

どのようなことに注意する必要がありますか？

A

せいねんこうけんにん
成年後見人等は、ご本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができるよう、ご本人の身上に配慮する必要があります。

また、財産を適切に管理する義務を負っていますので、せいねんこうけんにん
成年後見人等がご本人の財産を不
適切に管理した場合には、せいねんこうけんにん
成年後見人等を解任されるほか、そんがいばいしょうせいぎゅう
損害賠償請求を受けるなど民事
せきにん
責任を問われたり、ぎょうむじょうおうりょう
業務上横領などの罪でけいじせきにん
刑事責任を問われたりすることもあります。

Q2

こうけん

後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？

A

家庭裁判所は、必要に応じてせいねんこうけんにん
成年後見人等にこうけん
後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により、せいねんこうけんにん
成年後見人等が適切に事務を行っているか確認します。

現在、せいねんこうけんにん
成年後見人等は、一般的には1年に1回、決められた時期にこうけん
後見等事務の状況を報告するよう求められています。

Q3

せいねんこうけんにん

ほうしゅう

成年後見人等に報酬は支払われますか？

A

せいねんこうけんにん
成年後見人等やこうけんかんとくにん
後見監督人等は、ほうしゅうふよ
家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めたほうしゅう
報酬をご本人の財産から受け取ることができます（家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）。

※ にんいこうけんかんとくにん
任意後見監督人についても、ほうしゅうふよ
家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われることとなります。

Q4

住所を変更した場合はどうすればよいですか？

A

ご本人やせいねんこうけんにん
成年後見人等の住所を変更したときは、ほうむきょく
法務局に「とうき
変更の登記」を申請してください（申請の手続については、ほうむきょく
最寄りの法務局におたずねください。）。

また、その際には家庭裁判所に連絡してください。



裁判所のウェブサイト（裏表紙をご覧ください。）では、せいねんこうけんにん
成年後見人等の仕事と責任についてわかりやすく説明した動画も配信しています。



9 こうけん 後見等の終了



Q1 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

A

成年後見人等の仕事は、ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。

なお、成年後見人を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となります。

Q2 成年後見人等の仕事が終了した後はどのようなことをするのですか？

A

● 家庭裁判所への連絡及び報告

ご本人が亡くなった場合等は、まず、家庭裁判所に連絡し、その後の事務について確認してください。

● 法務局への登記の申請

家庭裁判所への連絡等のほか、法務局に「終了の登記」を申請してください（申請の手続については、最寄りの法務局におたずねください。）。





せいねんこうけんせいど

成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

各市区町村の ちいき ほうかつしえん 地域包括支援センター または しゃかいふくし きょうぎ かい 社会福祉協議会

- ※ 障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。
- ※ 市区町村に ちゅうかく きかん 中核機関が設置されている場合は、そちらも利用できます。
- ※ 相談窓口の連絡先などについては、各市区町村の窓口におたずねください。
- ※ ほうていこうけんせいど 法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口におたずねください。

法的トラブルで

困ったときのお問い合わせ

にほんしほうしえん

日本司法支援センター(法テラス)

<https://www.houterasu.or.jp/>



おなやみなし
0570-078374

* 固定電話からは、全国どこでも 3 分 8.5 円 (税別) で通話することができます。

* IP 電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

こうけんせいど しえんしんたく 後見制度支援信託 について

しんたくきょうかい 一般社団法人信託協会リーフレット

こうけんせいど 「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/document/pamphlet.html>

せいねんこうけんとうき 成年後見登記に関する 申請等について

ほうむしやう 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

- ※ 登記されていないことの証明申請書は、最寄りの ほうむきよく 法務局・ちほうほうむきよく 地方法務局から取り寄せることができるほか、ほうむきよく 法務省ホームページからダウンロードすることも可能です。詳しくは、最寄りの ほうむきよく 法務局・ちほうほうむきよく 地方法務局におたずねください。

にんい こうけんけいやく 任意後見契約について

にほんこうしょうにんれんごうかい 日本公証人連合会 または こうしょうやくば 全国の公証役場

<http://www.koshonin.gr.jp/>

TEL 03-3502-8050

せいねんこうけんせいど 成年後見制度の申立てや 手続のご案内

こうけん 裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>

後見ポータルサイト

- ※ 手続のご説明のほか、最寄りの もうしたてしよしよき 家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。



【概要】住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

1. 施策の目的

- 令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を給付する。

2. 事業の実施主体及び経費負担

- 実施主体は市区町村である。
- 実施に要する経費(事業費及び事務費)は、国が補助を行う。

3. 事業概要

(1) 対象者

- ① 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

(2) 給付額

- 1世帯あたり10万円

(3) スケジュール(予定)

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1月31日(月) | 住民税非課税世帯(生活保護世帯)に給付 |
| 2月上旬 | 住民税非課税世帯(生活保護世帯以外)に確認書を発送 |
| | 2月中旬より順次給付開始 |
| 2月中旬 | 家計急変世帯の受付開始 |
| | 申請を審査後、2月下旬より順次給付開始 |

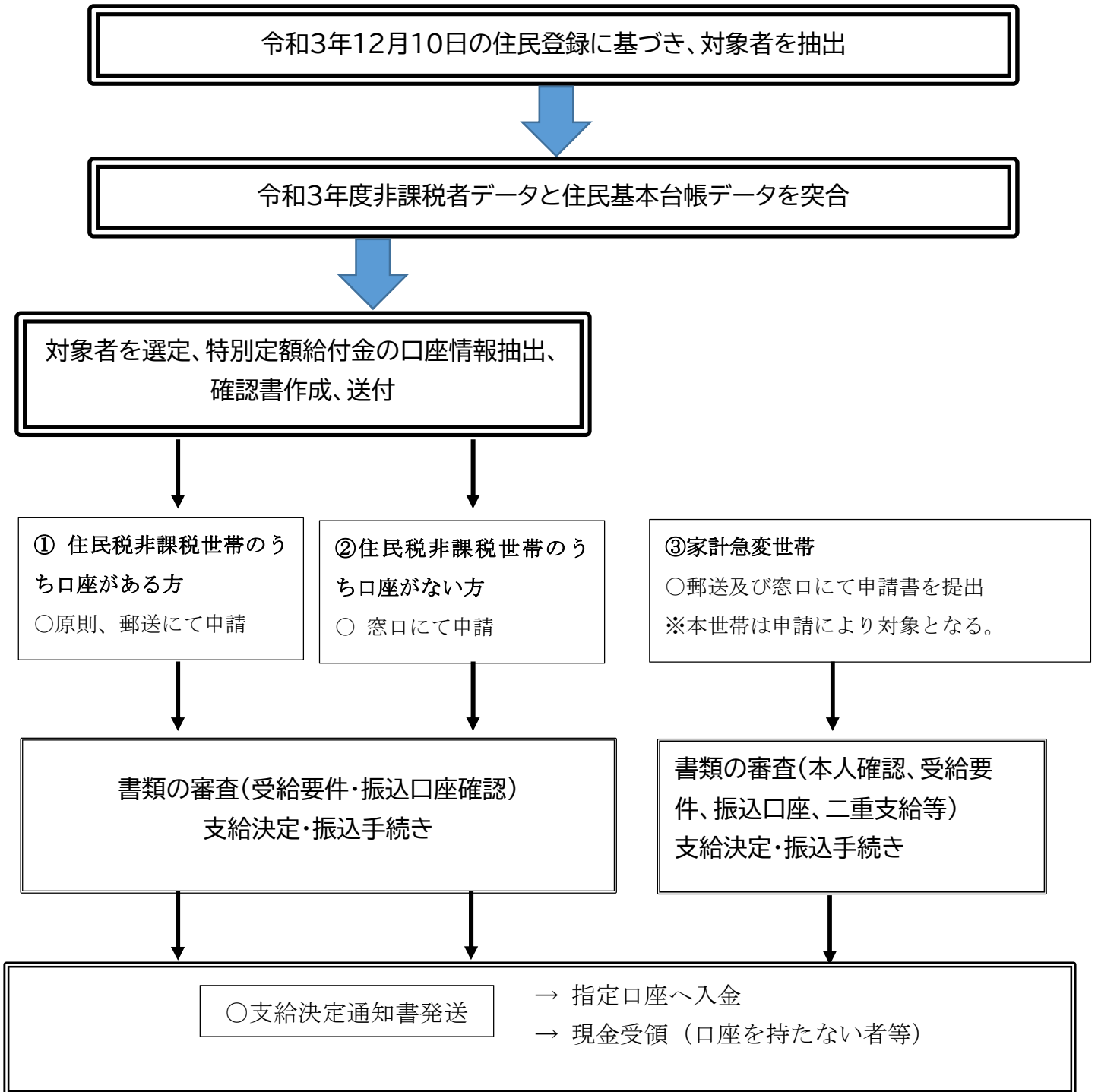
(4) 申請方法

- 申請は郵送を原則とするが、それが難しい場合は窓口にて申請を受理する。

《参考》申請の期限

住民税非課税世帯	確認書を発送した日から3か月経過した日 ※ただし、家計急変世帯の申請期限である令和4年9月30日までに返送があった場合は、申請を認める。
家計急変世帯	令和4年9月30日

4. 住民税非課税世帯等に臨時特別給付金事業の流れ(業務フロー)

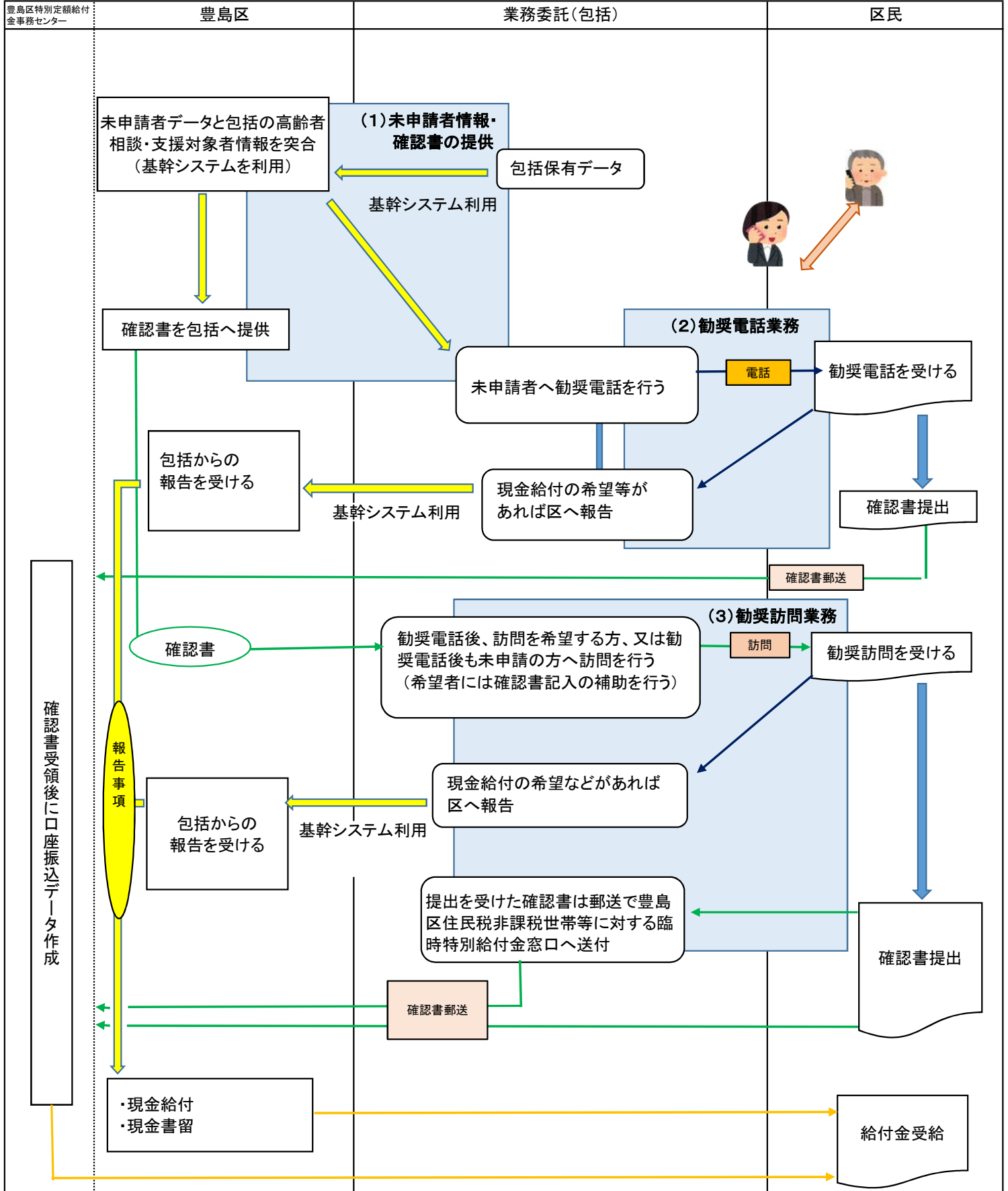


住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る申請勧奨事務の流れ

審議する対象範囲

- (1) 未申請者情報・確認書の提供における個人情報の取り扱い
- (2) 勧奨電話業務における区民から収集した個人情報の取り扱い
- (3) 勧奨訪問業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取り扱い

※下の図中、高齢者総合相談センターは包括と表記



諮問資料（目的外利用）

令和4年2月3日

自立促進担当課長

1 件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に必要な個人情報の目的外利用		
2 業務の概要	1 内 容	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨に必要な対象者リストを作成する際、関係機関で保有している個人情報を目的外利用する。	
	2 対象者等	豊島区内高齢者総合相談センター相談・支援対象者、愛の手帳の所有者	
	3 収集先	高齢者福祉課（豊島区内高齢者総合相談センター）、障害福祉課	
	4 収集方法	各課において保有するデータをもとに情報リストを作成し、基幹システムにより、未申請者データと突合する。	
	5 理 由	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施にあたり、申請期限日の到来を前に、未申請の方に対して申請勧奨を実施することにより、給付を希望する方に確実に申請を行っていただくため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	定額給付金給付業務に係る個人情報の目的外利用（20答申第12号） 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給業務に係る個人情報の目的外利用（25答申第11号12号） プレミアム付商品券事業に係る個人情報の目的外利用（30答申第17号） 特別定額給付金事業に係る個人情報の目的外利用（令2答申第4号）		
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本業務は新規事業であり一括承認基準にも該当しないため。		
6 取り扱う個人情報	利用するもの	理 由	
	別表のとおり	別表のとおり	
7 目的外利用する時期及び期間	本審議会承認後とする。		

資料 1 1 (別表)

6 取り扱う個人情報の項目(目的外)

	項目	理由
1	氏名	特例的な対応が必要な対象者を把握するため
2	フリガナ	
3	世帯構成	
4	続柄	
5	生年月日	
6	性別	
7	郵便番号	
8	住所、居所	
9	電話番号	
10	愛の手帳の所有状況	
11	高齢者総合相談センター相談・支援状況	
12	世帯主整理番号	
13	対象者整理番号	
14	その他事業の処理のために必要となる個人情報	

諮問資料（電算処理）

令和4年2月3日
自立促進担当課長

1 件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に係る個人情報の電算処理		
2 業務の概要	1 内 容	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に関する業務の事務処理のため、基幹システムを利用し電算処理を行う。	
	2 対象者等	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受給対象となる未申請者、高齢者総合相談センターの相談・支援の対象者、愛の手帳の所有者	
	3 理 由	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の申請期限日の到来を前に、給付を希望する対象の方に確実に申請を行っていただくために、対象者の情報を電算処理し、円滑に業務を遂行するため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	特別定額給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に係る個人情報の電算処理（令2答申第17号）		
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本業務は新規事業であり一括承認基準にも該当しないため。		
6 取り扱う個人情報	電算処理するもの	理 由	
	別表のとおり	別表のとおり	
7 電算処理する時期及び期間	本審議会承認後とする。		

資料 1 2 (別表)

6 取り扱う個人情報の項目(電算処理)

	項目	理由
1	氏名	特例的な対応が必要な対象者を把握するため
2	フリガナ	
3	世帯構成	
4	続柄	
5	生年月日	
6	性別	
7	郵便番号	
8	住所、居所	
9	電話番号	
10	任氏祝非課税世帯等に対する 臨時特別給付金申請・受給状況	
11	愛の手帳の所有状況	
12	高齢者総合相談センター相談・ 支援状況	
13	世帯主整理番号	
14	対象者整理番号	
15	その他事業の処理のために必要となる個人情報	

諮問資料（業務委託）

令和4年2月3日

自立促進担当課長

1 件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の委託に係る措置	
2 業務の内容	本事業は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の未申請者に対する申請勧奨に係る業務委託である。	
	1 内 容	豊島区内高齢者総合相談センターに以下の通りの申請勧奨に係る業務を委託する。 ①未申請者への勧奨電話 ②未申請者へ勧奨訪問 ③申請のサポート ④確認書の受領及び豊島区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口への提出 ⑤現金給付希望等の調査及び区への報告
	2 該当者等	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金未申請者のうち、高齢者総合相談センターの相談・支援の対象者
	3 委託理由	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の申請期限日の到来を前に、高齢者総合相談センターが未申請の方に対して申請の勧奨等を実施するため。
	4 効 果	給付を希望する高齢者の方に確実に申請を行っていただく。
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	個人情報の項目
	類型なし	該当なし
4 過去の類似案件	特別定額給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の委託に係る措置（令2答申第18号）	
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本業務は新規事業であり一括承認基準にも該当しないため。	
6 取り扱う個人情報	別表「6 取り扱う個人情報の項目（業務委託）」のとおり	
7 情報の保護	別紙1「個人情報 特記事項」とおり（変更した条項：別表『7「情報の保護」の項目』のとおり）	
8 審議する対象範囲	別紙2「申請勧奨事務の流れ」のうち、次の範囲である。 (1)未申請者情報・確認書の提供における個人情報の取り扱い (2)勧奨電話業務における区民から収集した個人情報の取り扱い (3)勧奨訪問業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取り扱い	
9 委託先	豊島区内高齢者総合相談センターを受託している事業者（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団ほか4事業者）	
10 契約締結予定日	本審議会終了後、特命随意契約する。	

資料 1 3 (別表)

6 取り扱う個人情報の項目(業務委託)

区が収集して事業者へ提供するもの

	項目
対象者情報	1 申請・受給状況
	2 氏名
	3 フリガナ
	4 世帯構成
	5 続柄
	6 生年月日
	7 性別
	8 郵便番号
	9 住所、居所
	10 世帯主整理番号
	11 対象者整理番号
	12 申請書管理番号

事業者が必要に応じて収集するもの

	項目
申請情報	1 申請状況
	2 申請区分
	3 申請年月日
	4 受理年月日
	5 本人確認方法
	6 代理申請者氏名
	7 代理申請者住所、居所
	8 代理人確認方法
支給情報	9 支給状況
	10 支給区分
	11 支給口座情報
その他	12 その他受託事業の処理のために必要となる個人情報で、収集にあたって事前に区と協議し承認を得たもの

7 「情報の保護」の項目

変更した項目	
第2条 取り扱う個人情報の範囲等	取り扱う個人情報を前記6のとおり限定
第4条 セキュリティ対策の整備義務	受託業務の電算処理のため、条項を追加し、セキュリティ対策の管理義務を強化するとともに研修や教育の実施を義務付け
第8条 複写又は複製の禁止	業務処理上必要となる可能性があるため、ただし書きを追加し、「禁止」を「制限」へ。
第9条 持ち出しの禁止	業務処理上必要となる可能性があるため、ただし書きを追加し、「禁止」を「制限」へ。
第10条 資料等の返還義務	資料等の返還が業務処理上困難となる可能性があるため、ただし書きで「当該資料等の廃棄」の条文を追加。

個人情報 特記事項

(基本的責務)

第 1 条 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る申請勸奨業務の受託事業者

(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護に関する豊島区(以下「区」という。)の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

(取り扱う個人情報の範囲等)

第 2 条 受託者は、受託業務の処理に当たっては、別表に掲げる個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

2 受託者は、受託業務に係る個人情報を取り扱う責任者及び担当者の氏名を、あらかじめ区に報告しなくてはならない。変更するときも、同様とする。

(受託業務に従事する者の義務)

第 3 条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

第 4 条 受託者は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 受託者は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第 5 条 受託者は、第 2 条第 1 項別表に掲げる個人情報(以下「取り扱う個人情報」という。)を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(外部提供の禁止)

第6条 受託者は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 受託者は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、区の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により複写又は複製したときは、受託業務終了後直ちに当該複写又は複製したものが第三者の利用に供されないよう、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し区から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により区に報告しなければならない。

(持ち出しの制限)

第9条 受託者は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、区の承認を受けたときは、この限りではない。この場合は、持ち出し記録（持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等）を作成し、保管場所の確認を行わなければならない。

(資料等の返還義務)

第10条 受託者は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、速やかに、区に返還しなければならない。ただし、資料等の返還が困難であると認められる場合において、区の承認を受けたときは、当該資料等を廃棄できるものとする。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により廃棄するときは、当該資料等が第三者の利用に供されないよう、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し区から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により区に報告しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 受託者は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により区に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 区は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 区は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 区は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに区に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、区の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、区その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 区は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、区は契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、区に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、区が損害を受けたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託業務に従事している者又は従事していた者

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(2) 業務を受託した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）又は人

100万円以下の罰金

第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託業務に従事している者又は従事していた者

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 業務を受託した法人又は人

50万円以下の罰金

別表

区が収集して事業者へ提供するもの

		項目
対象者情報	1	申請・受給状況
	2	氏名
	3	フリガナ
	4	世帯構成
	5	続柄
	6	生年月日
	7	性別
	8	郵便番号
	9	住所、居所
	10	世帯主整理番号
	11	対象者整理番号
	12	申請書管理番号

事業者が必要に応じて収集するもの

		項目
申請情報	1	申請状況
	2	申請区分
	3	申請年月日
	4	受理年月日
	5	本人確認方法
	6	代理申請者氏名
	7	代理申請者住所、居所
	8	代理人確認方法
支給情報	9	支給状況
	10	支給区分
	11	支給口座情報
その他	12	その他受託事業の処理のために必要となる個人情報で、収集にあたって事前に区と協議し承認を得たもの